

令和7年

富士川町議会3月定例会会議録

令和7年 3月 7日 開会

令和7年 3月21日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 7 日

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第10号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

- 日程第15 議案第16号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第17号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第18号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第19号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第23号 令和7年度富士川町一般会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度富士川町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和7年度富士川町奨学金特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和7年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和7年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和7年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和7年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 令和7年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 令和7年度富士川町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第35号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第35 議案第36号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算
- 日程第36 議案第37号 第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 日程第37 議案第38号 富士川町新町まちづくり計画の変更について
- 日程第38 議案第39号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議の件
- 日程第39 議案第40号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |

7番 望 月 眞
9番 齊 藤 欽 也
11番 鮫 田 洋 平
13番 堀 内 春 美

8番 小 林 有 紀 子
10番 青 柳 光 仁
12番 井 上 光 三

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

9番 齊 藤 欽 也

10番 青 柳 光 仁

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
税務課長	望月聡	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	原田和佳	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	一之瀬三千	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	山形謙一郎	都市整備課長	井上勝彦
上下水道課長	長澤康	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

6 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 依田正紀
書記 井上直子

午前10時00分

○議長 (堀内春美さん)

本定例会は、令和7年最初の定例会となります。

開会に先立ち、富士川町町民憲章の下、住民、行政、議会が一体となって町づくりを進めていくことの意味統一としてこの場で町民憲章の朗読を行います。

起立願います。朗読は1番宇田川朱恵議員が先導をしますので、続いてご唱和をお願いいたします。

それでは、宇田川議員、お願いいたします。

(町民憲章朗読)

ありがとうございました。

開会の前に、相互にあいさつを交わします。相互に礼。

着席願います。

○議長 (堀内春美さん)

富士川町告示第3号をもって招集されました、令和7年第1回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第1回富士川町議会定例会を開会します。

なお、本日は、富士川CATVが町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置して撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第1回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月に入り、日中の日差しにも春を感じるようになりました。3月の気候総予想については、例年に比べて温暖な気候が予想されております。これにより農業や観光業にとっては良い影響が期待されますが、一方で急激な気温変化による影響も考慮しなければなりません。特に、農作物の管理や防災対策については十分な注意が必要です。日本気象協会の桜の開花予想では、甲府は3月25日ということで、ほぼ平年並みとなっております。

富士川町では3月29日から大法師公園で桜まつりが開催される予定となっております、桜の開花が待ち遠しい季節となりました。さて、内閣府が発表した2月の月例経済報告によりますと、経済の回復基調が続いていることが示されており、特に消費の回復が期待されております。

しかし依然として物価の上昇や米不足、国際情勢の影響が懸念されており、私達の地域経済にも影響を及ぼす可能性があります。これらの情報を踏まえ、地域振興を一層強化していく必要があります。山梨県においては、冬期観光シーズンの影響を受け、観光業が活発に推移しており、製造業においても、主要産業の生産活動が安定しており、出荷額は前年度よりも増加傾向にあるようです。

一方で、雇用状況については依然として厳しい面も見受けられ、特に観光業では人手不足が課題となっております。これに対して地域の雇用創出や人材育成に向けた取り組みが求められております。富士川町は明日3月8日に満15年を迎え、記念式典も開催されますが、更なるステップアップした町の成長が期待されるところであります。

私達議会の任期も残り1年となりましたが、こども議会の開催やこども条例の制定に向けて取り組みを行ってまいります。また、町民の代表機関として皆さまとともに、町づくりを進めてまいるとともに、議決機関としての役割と責任の重さを自覚し、こどもたちの未来のため、住民の皆さまのために引き続き、慎重かつ丁寧な審議を行ってまいります所存です。

今定例会でも一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために1階町民ギャラリーのテレビで映像を流しますのでご利用ください。本会議では、令和7年度予算、条例改正などについて審議をお願いすることになります。

令和7年度の当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、分科会方式で審議し、その後全体会で討議を行うこととしております。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご注意され、各議案の慎重かつ丁寧な審議をお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により9番齊藤欽也君及び10番青柳光仁君を指名いたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から21日までの15日間にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの15日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては11日の本会議で、議事日程により審議をお願いします。

また、報道機関から議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長、望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和7年3月、富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から町政推進のため、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

まず、町制施行15周年記念についてです。富士川町は、平成22年3月8日に旧増穂町と旧鵜沢町が合併して誕生し、明日3月8日で満15歳を迎えます。

町ではこれまで、町民の皆さま、そして関係各位のご支援・ご協力をいただく中で、地域の発展と福祉向上に取り組んでまいりました。

本年は町制施行15周年記念事業として、第43回大法師さくら祭りを皮切りに、秋野暢子さんによる講演会、山車巡行祭りなど、これまで多くの記念イベントを実施してまいりました。

これらの行事を通じて町の魅力を再認識し、地域の活性化につなげることができたと感じています。

今後も次の未来に向けて、町民の皆さまが誇りを持てる富士川町を築くために、全力を尽くしてまいります。

次に友好都市交流事業についてです。2月4日、大洗町議会議員の皆さまを本町にお迎え

し、歴史文化館「塩の華」や道の駅富士川を見学していただきました。

さらに、昨年11月20日と2月15日には「大洗町に行こう！」と題した町政バス事業を開催しました。

町民の皆さまに大洗町を訪問していただき、神社や水族館の見学、名物あんこう鍋を堪能する機会を設けました。

この事業では、両日合わせておよそ100名の方にご参加いただき、大洗町の文化や魅力に触れていただきました。

今後も、両町の友好関係をより一層深め、相互に発展していけるよう、交流事業を推進してまいります。

次に、富士川町太鼓フェスティバルについてです。先月16日には、日本の伝統芸能の一つであり、地域に深く根付く「和太鼓」の魅力をもっと多くの町民の皆さまに伝えるため、「富士川町太鼓フェスティバル・第32回山梨県ふるさと太鼓祭り」を山梨県太鼓連盟と共催いたしました。

本フェスティバルには、町から参加した2団体と県内で活躍されている7団体が出演し、日頃の鍛錬の成果を披露していただきました。

力強く迫りに満ちた演奏は、会場に足を運ばれた皆さまの心に深く響き、大いなる感動を与えました。

和太鼓の響きが生み出す一体感は、まさに地域の絆を象徴するものであり、町の文化の豊かさを改めて実感する機会となりました。

これからも、富士川町の伝統文化を次世代へと引き継ぎ、地域の活性化につなげていきます。

次に、県央ネットやまなしへの参画についてです。「県央ネットやまなし」は、甲府市を中心とする周辺の10自治体で構成され、観光・福祉をはじめとする幅広い分野で連携し、地域の発展を目指す枠組みです。

このたび、富士川町と市川三郷町が新たに加わることで、より強固な広域連携が実現されることとなりました。

本協定の締結により、広域観光の推進や公共施設の共同利用など、自治体の枠を超えた取り組みが可能となり、住民の皆さまにより良いサービスを提供できるようになります。

また、人口減少という課題に対しても、自治体間の協力を深めることで持続可能な地域づくりを進めてまいります。

本連携を通じて広域的な地域資源を活かしたまちづくりを、さらに進めていく事ができると確信しております。

次に、町民対話集会についてです。1月24日に開催いたしました「町長と語ろう！対話集会」には、多くの皆さまにご参加いただきました。

会場が満席となるほどのご来場を賜り、また、オンライン配信を通じて多くの方々に町政の現状や今後の方向性をお伝えすることができました。

皆さまの関心とご協力に心より感謝申し上げます。

現在、私たちの町は、大きな変革の時を迎えております。

少子高齢化や人口減少、財政の健全化といった課題に直面する中で、これまでの常識や予

測を超える対応が求められています。

こうした時代の変化に対応し、町の未来を切り拓いていくためには、町民の皆さまとの対話と協働が何よりも重要です。

町民の皆さまと共に知恵を絞り、行動し、一つひとつの課題を乗り越えていく覚悟です。

今後も活力ある町づくりのための施策を尽くし、次世代へと誇れるふるさとを引き継いでいくために、持続可能な地域づくりに向けて全力を尽くしてまいります。

これからも、町民の皆さまの声に耳を傾けながら、対話と現場主義による協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、(仮称)富士川ヘリポートについてです。

本町では、地域の持続可能な発展と新たな魅力の創出を目的として、「富士川リバーサイドパーク構想」を推進しております。

この構想の一環として、去る12月11日および17日に、富士川ヘリポートの試験運行を兼ねた遊覧飛行のモニターツアーが実施されました。

このモニターツアーでは海外メディアやインバウンド関連の旅行代理店、さらには海外のインフルエンサーなどの方々が、富士川ヘリポートを発着点とし、富士山方面までの約20分間の遊覧飛行を体験しました。

これにより、地域の観光資源の活用促進や、新たな交通手段の選択肢の拡大を図ることができます。

さらには、将来的には「空飛ぶ車」などの次世代移動手段にも対応できる基盤を整備し、地域の空の拠点としての役割を強化してまいります。

これにより、観光だけでなく、防災や緊急輸送といった多目的な活用も見据えた計画を推進してまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。

はじめに、総合計画、総合戦略、人口ビジョンの改定についてです。

本町では町づくりの羅針盤として、令和7年度から令和16年度までの10年間を見据えた「第三次総合計画」、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする「第三次総合戦略」、そして令和7年度から令和42年度までの長期的視点を持つ「人口ビジョン」を策定いたしました。

第三次総合計画では、「地域から始まる協働のまちづくり」を軸に、郷土愛を育み、心豊かな人材を育成し、誰もが住みやすい環境を整えることを目指します。

また、生活の質を向上させる安全なまちづくりや、地域の力を活かした、うるおいと活気ある町の実現、都市基盤の整備にも注力してまいります。

第三次総合戦略については、本町の持続可能な発展には、人口減少への対応が不可欠であるため、「富士川町に仕事をつくる」ことを最優先課題とし、地元産業の振興と雇用創出を推進します。

同時に、「富士川町への流れをつくる」ことを目的に、移住・定住施策を充実させ、子育て支援を強化することで「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」環境を整備してまいります。

これにより、誰もが暮らしやすく、魅力的な富士川町の創造を目指します。

人口ビジョンについては、今後の町の発展には、若者世代の定着が鍵となるため、安心して働ける産業の振興や雇用創出に力を注ぎます。

また、結婚、出産、子育て、働き方の多様な選択が可能になる環境整備を進めるとともに、移住・定住の促進に向けた施策を強化し、地域の持続可能な発展を図ります。

これらの計画と戦略を一体的に推進し、町民の皆さまとともに、より良い富士川町の未来を築いてまいります。

次に、令和7年度当初予算（案）についてです。

予算編成にあたりましては、徹底した行財政改革の取り組みに努め、行政の効率化を図るため、事業全般にわたり精査をいたしました。

併せて、継続性や緊急性などを考慮するとともに、歳入確保に意を注ぎ、予算編成を行ったところであります。

その結果、令和7年度の一般会計当初予算は、93億7626万2千円となり、前年度比では、7.7%の増額となりました。

当初予算の増額の主な要因といたしましては、富士川中学校新校舎建設事業費として、5億6477万6千円余を、増穂小学校給排水管改修事業費として、1億3710万円余を、天神ゆずっこ保育園大規模改修工事費として、1億2399万2千円余を、学校給食賄材料費および学校給食調理業務費等として、1億4736万8千円余を、富士川リバーサイドパーク事業費として、5111万5千円余を、計上したことによるものであります。

令和6年度からの継続事業としては、農村RMOモデル形成支援事業交付金として、3300万円を、在宅育児応援給付金として、228万円を、産後ママ応援事業費として、95万6千円を、計上いたしております。

当初予算案の詳細については、後ほどの提案理由にて、述べさせていただきます。

次に、鰍沢中学校及び増穂中学校の閉校式についてです。

令和4年11月の「新たな中学校の方針」の決定以降、中学校の統合に向け、新中学校開校検討委員会を中心に、校名を始め、様々な検討項目を協議し、調整を進めてきたところであり、いよいよ4月には富士川中学校が開校いたします。

3月には、富士川中学校開校を目前に控え、町内の2つの中学校が閉校となります。

今月20日木曜日の祝日に、鰍沢中学校の閉校式を、同校体育館にて行います。3月23日の日曜日には、増穂中学校の閉校式を、はくばく文化ホールにて執り行います。

4月に開校する富士川中学校につきましては、開校式を、4月7日の月曜日に、開校記念式典を5月21日の水曜日に予定しております。

また、富士川中学校の新校舎につきましては、今年の5月ごろに、プールを解体し、工事車両の出入り口の工事に着手し、秋には校舎本体の工事に着手する予定でございます。

校舎は令和8年度末の完成を予定しており、9年度の夏休み中に引っ越し、2学期から生徒が新校舎で学習する計画です。

工事の終了は、外構工事を含めると、令和11年度にかかる予定でございます。

次に、学校給食費の無償化についてです。現在、小中学校の給食費につきましては、第2

子半額、第3子以降無償とし、子育て世帯への経済的な負担を軽減するため取り組んで参りました。

しかし、近年の物価高騰により、子育て世帯に係る経済的負担は増加する一方であります。

こうしたことから、町では、子育て世帯への更なる支援として、明年度から、町内小中学校に在籍する児童生徒の保護者が負担する学校給食費を無償化することといたしました。

また、学校給食費の無償化に伴い、食物アレルギーにより弁当を持参している児童・生徒や、町内在住で町外の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対しても、町で定める給食費の額を限度に、補助金を交付するため令和7年度当初予算に計上したところであります。

次に、富士川いきいきスポーツ公園スケートパーク整備事業についてです。

昨年度「富士川リバーサイドパーク構想」の一環として位置付けた、アーバンスポーツパークにおいて、本年1月28日に「富士川町アーバンスポーツ施設整備検討委員会」から整備方針をまとめた提言書が提出されました。

提言書では、初心者から上級者まで楽しめるスケートボード場とする方針が示され、県内及び近隣でも最大規模の施設となることが報告されました。

これを受けて、町では、まず、初心者から中級者向けのスケートボード場として整備するための経費を、令和7年度当初予算に計上したところであります。

令和7年度には、スケートボード場となる舗装の表面補強を行い、まずは、誰もが自由に利用できるスケートパークとしてプレオープンし、その後、セクションが設置され次第、グラウンドオープンを予定しています。

この施設が、町民の皆さまにとって魅力的な場所となり、スポーツ振興と地域活性化に寄与できることと考えております。

次に、昌福寺・木造七面大明神倚像の町指定文化財の指定についてです。

青柳町の壽命山昌福寺所蔵の木造七面大明神倚像は、舟運時代に青柳河岸七面堂に、船乗りの安全を祈願して祀られた重要な仏像であります。

所有者であります昌福寺から、指定文化財申請があり、文化財審議会で審議し、本年4月1日を持ちまして、町指定文化財として指定することといたしました。

このことから本町の指定文化財は、国・県・町を合わせて56となりました。

次に、町立図書館入館5万人達成についてです。

富士川町立図書館の入館者が1月21日に5万人を達成しました。

令和5年7月15日のオープン以来1年6カ月での達成となりました。

5万人目は、町内の親族を訪問する際に、いつも町立図書館を利用している甲府市の親子でした。

想定より早く5万人を達成できましたのは、日ごろより多くの皆さまが図書館を利用してくださっているおかげだと思っております。

今後とも図書館のご利用をお願いいたします。

次に、町立図書館、雑誌スポンサー制度についてです。

富士川町立図書館では、雑誌コーナーの充実を図るために、雑誌スポンサーとして、雑誌の購入をしていただき、雑誌の最新号のカバーにスポンサー名とスポンサーの広告を掲載

できる「富士川町立図書館雑誌スポンサー制度」を行います。

募集するスポンサーは、企業や商店、団体及び個人を対象としておりますので、多くの皆さまからのご応募をお願いします。

次に、第三次子ども・子育て支援事業計画策定についてです。

令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とし、国や県の動向を踏まえつつ、「子どもの未来を地域全体で支えるまちふじかわ」を目標とし、子どもが心身ともに健やかに安心して生活できる環境を地域全体で支え合う町を目指し、地域や関係機関等と連携を図り、本計画を推進してまいります。

次に、天神ゆずっこ保育園 園舎大規模改修工事についてであります。

天神ゆずっこ保育園園舎は、建設当初から50年以上が経過し、これまで改築、大規模改修工事を行ってまいりましたが、老朽化に伴い施設の改修を計画し、今年度改修工事の設計が完了したところであります。

改修内容については、保育室などの内装改修、エアコン及び厨房機器の入れ替え、照明機器のLED化、プールの日除け設置などを予定しております。子どもたちは現在の園舎から移動することなく工事が実施される為、安全を第一に考え進めてまいります。

改修にあたり、所要の額を令和7年度当初予算に計上したところであります。

改修により、良好な保育環境を整備することができ、子どもたちが健やかに成長できる環境を確保できると考えております。

次に、森林環境譲与税を活用した、子育て支援に関する事業としての乳幼児用絵本棚、年長児用2人掛けテーブル購入についてであります。

地元産木材を活用し、児童センターには乳幼児用絵本棚を、また、天神ゆずっこ保育園には年長児用2人掛けテーブルを設置するにあたり、所要の額を令和7年度当初予算に計上し、今定例会に提案したところであります。

今後も、次世代を担う子どもたちが、幼少期から木に慣れ親しむことができる環境を提供し、木のぬくもりや自然の風合いなど、木の魅力に触れられる機会を創出していきたいと考えております。

次に、令和7年度消防団員確保の取組として、団員報酬出動手当の見直しについてです。

住民の安全と安心を守る消防団の活動は、地域社会にとって不可欠な存在であります。

近年では、災害対応の高度化や頻発化により、消防団員の役割はますます重要になっております。

一方で人口減少や就業構造の変化、若年層の都市部への流出など、消防団を取り巻く環境の変化に伴い、団員の確保が一層困難となる中で、地域の防災力が低下が懸念されております。

こうした課題の解決に向けては、団員各位の士気の向上と、団員が適切に評価され継続的かつ安定した支援を受けることが重要であると考えます。

このため、昨年に続き、責任ある役職を担う団員の報酬を見直し、活動意欲の向上と積極的な団員確保を図るため、出動手当も併せて改定し、令和7年度当初予算に計上したところであります。

次に、富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

仕事と生活の両立支援と育児・介護を子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現する措置の拡充を受け、(入園・卒園式、入学式などの)子どもの学校行事の場合でも、休暇取得が可能となるよう、取得範囲が拡大されました。

このことから、学校行事参加休暇の規定を設置する改正案を、今定例会に上程したところであります。

次に、損害賠償請求訴訟についてです。昨年9月定例会において、訴えの提起をしました、「入札談合等に関する損害賠償請求訴訟」について、経過など状況をご説明いたします。

昨年12月17日に第1回口頭弁論期日が開催され、本年1月22日に弁論準備手続きが開催されました。

同期日では、相手方(前町長、設計事務所経営者)双方から、被害額208万円を解決金の名目で支払う和解の申し出がありました。

これを受けて、町民にとって最良の判断をすべく、検討を重ねた結果、請求額の満額に近い解決金を得るのであれば、早期に解決することが最良であると判断したことから、手続きを進めることと致しました。

つきましては、和解案が決まり次第、議会へ追加上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、今定例会に提出いたしました主な案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。

今定例会には、条例改正案件12件、補正予算案件6件、予算案件14件、計画策定変更案件2件、規約変更案件2件、合わせて36件の議案を提出しております。

提案理由につきましては、議案ごとに申し上げることとしておりますが、何卒ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします

○議長(堀内春美さん)

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長(堀内春美さん)

日程第 4 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 5 議案第 6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 6 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 9 号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 15 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 15 議案第 16 号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

以上の 12 議案は、条例制定案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第 5 号から第 16 号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第 5 号および第 6 号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、議案第 5 号および議案第 6 号の補足説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 5 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。タブレット 3 ページをご覧ください。今回の一部改正につきましては、刑法等の一部改正に伴い、刑事事件の罰則が改正され、懲役刑および禁固刑が拘禁刑に統一され、新たに新設されたことから、罰則規定が定められている条例の一部を改正するものでございます。第 1 条につきましては、懲役を拘禁刑に、第 2 条におきましては、禁固を拘禁刑に改めるものでございます。附則といたしまして、第 1 項でこの条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行することとしており、附則第 2 項は、条例施行前の行為は従前の例によ

るとこととしております。附則第3項でございますが、懲役刑も禁固刑も刑期は同じため長期であっても短期であっても同じ意味を持つ、有期拘禁刑とする規定でございます。次のページ、タブレット4ページをお願いいたします。附則第4項でございますが、これは人の資格に関する法令の規定の適用についてでございます。改正前の禁固刑等に処されたものとみなすと規定しているところでございます。附則第5項は職員が施行前に起訴された場合、拘禁刑が定められている罪に起訴されたものとみなすと規定しているところでございます。

次に、議案第6号、情報通信技術の活用による行政手続き等に関する関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化および効率化を図るためのデジタル社会基本形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。タブレット15ページをお願いいたします。これは、データ社会形成基本法等の一部改正に伴いまして、番号法、いわゆるマイナンバー法第2条第8項に新たに追加されました。第8項には、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンに格納されたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みを第8項に設けました。こうしたことから、番号法第2条第8項以降、第15項まで全ての項ずれが生じたことによる改正でございます。次のページ16ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は上位法令の施行の日から施行することとしております。

以上、議案第5号および議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第7号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、議案第7号、富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。タブレット31ページをお開きください。町立富士川中学校と増穂中学校の統合に伴いまして、別表の増穂小学校医の項から鯉沢中学校医の項までを次のように改めます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、32ページをお願いいたします。別表中、増穂中学校校医および鯉沢中学校校医の項を削除し、富士川中学校校医の項を設け、増穂中学校と同額の報酬を定めます。また、各学校にそれぞれの薬剤師の報酬を定めるものといたします。31ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたします。

補足説明は以上でございます。ご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第8号について補足説明を求めます。

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

それでは、議案第8号、富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関

する条例および富士川町消防団員の定員、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。34ページになります。今回の改正は、厳しさを増す団員の確保の現状にあって、その処遇を改善することで、対策の一助とし、将来にわたって安定した団員の確保に繋げるものであります。詳細は新旧対照表にてご説明いたします。タブレットの36ページをお開きください。まず富士川町特別職の職員で、非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例関係ですが、こちらは年額報酬において、消防団の中樞を担う幹部団員の処遇改善を図ることを主眼としております。別表第2条、第3条関係ですが、消防団団長の報酬を14万4000円を15万円に、同副団長の報酬を7万7000円を10万円に、同分団長の報酬を5万7000円を7万2000円に、同副分団長の報酬を4万円を4万5000円に改めるものでございます。

続いて、タブレットの37ページをお開きください。富士川町消防団員の定員、給与、服務等に関する条例関係でございます。こちらは出動手当の改善を図るものであります。出動手当は、第14条第1項中の、水火災等の災害1回につき5000円、ただし4時間未満は2500円、これを水火災等の災害1回につき6000円、ただし4時間未満は3000円に改めるものであります。タブレット35ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとします。

以上、議案第8号の補足説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第9号および第10号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それでは、議案第9号および第10号の補足説明をさせていただきます。はじめに、議案第9号、富士川町職員給与条例および地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてであります。タブレット38ページをご覧ください。今回の一部改正につきましては、人事院勧告に鑑み、令和7年度から適用する改正でございます。社会と公務の変化に応じた給与制度や、給与体系の整備を行うものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。タブレット49ページまでお願いいたします。富士川町職員給与条例の新旧対照表でございます。第8条関係でございますが、配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会の状況の変化に対応するため、配偶者の扶養手当を廃止し子どもを有する職員に対する生計費の補填を充実するため、2年間の段階的にですが、子そも1人当たり1万円から1万3000円に改めるものでございます。タブレット50ページをお願いいたします。第10条関係でございます。下段でございますが、第10条関係は新幹線等を使用し、通勤手当の支給がある場合支給限度額を引き上げる規定でございますが、これは本庁には該当ございません。さらに飛んでいただいて、タブレット54ページまでお願いいたします。タブレット54ページ、第10条の2関係でございますが、単身赴任手当の支給要件の改正でございます。こちらについても本庁には該当ございません。同じページのタブレット、同じページの15条の3でございます。管理職特

別手当の支給対象期間を、昨今の災害の勤務実態に合わせるため、現行の午前0時から午後10時に改めるものでございます。タブレット56ページをお願いいたします。行政職給料表の改定でございます。この表は国に準じた給料表の体系でございます。職務や職責に応じた給与上昇の確保と、民間人材の確保する観点から、行政職給料表の3級から6級までの号俸の見直しによる改正でございます。大変申し訳ございません、タブレット44ページまで戻っていただきたいと存じます。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置といたしましては、給料表の改定に伴い、号給が変わる場合、新号給に応じた合議とすること、切り替え前に所得の給与異なる異動が生じた場合は、必要な調整を行うことの規定でございます。

次に、議案第10号、富士川町職員の勤務時間に関する条例および富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。タブレット61ページまでお進みください。タブレット61ページ、今回の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児または介護家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の施行に伴い、職員が仕事と育児、介護を両立できる環境、職場環境を整備することについての改正でございます。詳しくは、新旧対照表でご説明いたします。64ページをお願いいたします。第8条の3第2項でございます。育児のための時間外勤務時間、育児のための時間外勤務制限を小学校就学の周期に達するまでに拡大するものでございます。

次の次、66ページをお願いいたします。66ページ以降でございますが、第18条および第19条は、任命権者が職員に対して、仕事と介護の両立に関する制度等の周知や、意向確認のための措置並びに制度を利用しやすい職場環境とする義務付け等が規定されているところでございます。タブレット68ページへお進みください。別表中でございます。特別休暇の基準でございますが、これは国の基準に準じておりますが、小学校修了前の子が在籍する学校行事に参加する場合、2日の学校行事参加休暇を設ける改正でございます。タブレット69ページでございますが、第2条関係でございますが、これは関係する法令の条ずれによる改正でございます。タブレットすいません63ページまでお戻りいただきたいと存じます。附則でございます。この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、育児のための時間外勤務制限を小学校就学の始期に達するまでの子に拡大する規定においては、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合は、施行日前においても、当該請求ができるということを規定しているところでございます。

以上、議案第9号および議案第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時00分

再開 午前 11時08分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

次に、議案第11号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

それでは、議案第11号の補足説明をさせていただきます。タブレット70ページをお願いいたします。この条例は、富士川町立増穂中学校および鰍沢中学校が統合して富士川中学校になることに伴い、社会体育施設として活用しております施設の名称を改正する必要が生じたことによるものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、タブレット72ページの新旧対照表をお願いします。72ページの第2条および73ページの別表におけます社会体育施設の名称ですが、増穂中学校を富士川中学校に、鰍沢中学校を旧鰍沢中学校に、鰍沢小・中学校を鰍沢小・旧鰍沢中学校にそれぞれ改めるところであります。タブレット71ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第12号について補足説明を求めます。

子育て支援課長 一之瀬三千さん。

○子育て支援課長（一之瀬三千さん）

それでは、議案第12号、富士川町家庭的保育事業等の設備および運営の基準を定める条例および富士川町特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。タブレット75ページをお開きください。今回の改正は、保育内容支援、代替保育に係る連携協力に関する見直し、および連携施設の経過措置の延長等について改正するものです。詳細につきましては新旧対照表でご説明いたします。タブレット79ページをお開きください。富士川町家庭的保育事業等の設備および運営の基準を定める条例、新旧対照表第6条第1項各号列記以外の部分中、第7条の3第2項および並びに付則第3項を削り、次のページに移っていただき、同項第1号中を行うを、次項において、保育内容支援というを実施するに改め、同項第3号中、この号の次におよび第6項第1号を加え、同条中第2項、次のページの第3項を削り、タブレット83ページに移っていただき、第4項、第5項を第6項、第7項とし、タブレット81ページに戻っていただきまして、第1項の次に第2項から第4項までを加え、第2項では、家庭的保育を行う事業者が、連携施設の確保が困難な場合に、保育内容支援協力者を確保する等の要件を全て満たすことにより、適用しないこととすることができるとしています。次のページに移っていただき、第3項では、保育内容支援協力者について、第4項では、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合に、代替保育連携協力者を確保する等により、適用しないこととすることができるとしています。次のページの第5項では、代替保育連携協力者について定めています。タブレット84ページに移っていただき、第16条中、栄養士を、栄養士または管理栄養士に改めます。これは栄養士法改正により、管理栄養士国家試験において、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士免許が不要となったことによるもの

です。附則の連携施設に関する経過措置として、附則第4項中、10年を15年に改めます。

続いて、富士川町特定教育保育施設および特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明いたします。タブレット85ページをお開きください。第37条第1項中、小規模事業A型、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の第27条を第28条に、第42条第3項第1号を第42条第3項に、同令第27条を同令第31条に、同号を第42条第3号に、同条を同令第33条に改めます。第42条第1項各号列記以外の部分中、第5項を第7項に改め、次のページに移っていただき、同項第1号中を行う次項において、保育内容支援という実施するに改め、同項第3号中第4項第1号を第6項第1号に改め、次のページの同条中第2項および第3項を削り、タブレット90ページに移っていただき、第9項を第11項とし、第4項から第8項までを、2項ずつ繰り下げ、タブレット88ページの第1項の次に第2項から第5項を加えます。タブレット88ページの第2項は、特定地域型保育を行う事業者が連携施設の確保が困難な場合に、保育内容支援連携協力者を確保する等の全ての要件を満たすことにより、適用しないこととすることができるとしています。第3項は、保育内容支援連携協力者について、第4項は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難な場合に、代替保育協力者を確保する等により適用しないこととすることができるとしています。次のページの第5項は、代替保育連携協力者について定めています。次のページの連携施設に関する経過措置として、附則第5項中、10年を15年に改めるものです。タブレット78ページに戻っていただきまして、附則につきましては、令和7年4月1日から施行するとしています。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第13号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それではタブレット91ページをお願いいたします。議案第13号の富士川町指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例および富士川町地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。タブレット91ページになります。今回の改正は、介護保険法施行規則および指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、地域包括支援センターの人員に係る基準等について、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正する二つの条例につきまして、タブレット94ページの新旧対照表でご説明をいたします。まず第1条関係になります。介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ2項に規定されている、地域包括支援センターの定義規則が改正によりまして、同号イに移ったための改正になります。次のページをお願いいたします。第2条関係は、第5条の第1項、現行の地域包括支援センターの常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営

協議会が必要と認めた場合、常勤換算法によることを可能とするものでございます。次のページをお願いいたします。第2項では、地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数について、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を1人ずつ配置することとしておりますが、本庁には該当はしていませんけれども、地域包括支援センターの運営協議会が認める場合には、柔軟な職員配置ができるよう改正をするものでございます。次のページの別表につきましては、文言の追加でございます。タブレット93ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第14号について補足説明を求めます。

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

それでは、議案第14号、富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。タブレット98ページをお願いいたします。今回の条例改正は、山梨県独自の入居基準の緩和として、子育て世帯と若者世帯の1ヶ月あたりの収入基準を引き上げる改正となります。タブレット100ページの新旧対照表をお願いいたします。まず、入居資格の第6条2号イのまたは18歳未満を削り、これまで通り60歳以上の者の入居資格とします。次に、子育て世帯への緩和として、同中ウの小学校就学の始期に達するまでを18歳未満に改め、収入基準も21万4000円から25万9000円に引き上げます。次に若者世帯への緩和として、新たにエで同居者が配偶者のみであって、入居者または配偶者のいずれかが39歳以下のものである場合、収入基準を25万9000円といたします。101ページをお願いいたします。オのアからエをアからオに改め、オをカに改め、エをオといたします。タブレット99ページにお戻りいただき、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第15号および第16号について補足説明を求めます。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。タブレット103ページをお開きください。この条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律により、法第243条の2の7に新たな条文が新設され、条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。タブレット104ページをお開きください。第1号では、水道事業の設置等に関する条例を、次のページをお願いいたします。第2号では、簡易水道事業の設置等に関する条例を、次のページをお願いいたします。第3号では、下水道事業の設置等に関する条例を、それぞれ所要の改正をしておるところでございます。タブレッ

ト103ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の日から施行するとしております。

続きまして、第16号のご説明を補足説明をさせていただきます。タブレット108ページをお開きください。この条例改正は整備政令および整備省令により、水道法施行令および水道法施行規則の改正に伴い、所要の改定を行うのもです。詳細につきましては新旧対照表でご説明いたします。タブレット114ページをお開きください。第3条では、布設工事監督者の資格を、タブレット120ページをお開きください。第4条では、水道技術管理者の資格を定めております。なお今回の改正については、大幅で煩雑な改正が行われていることから、第3条第4条については全部改正としております。タブレット113ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第15号および第16号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第16 議案第17号 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議案第18号 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第19号 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第21号 令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第22号 令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

以上の6議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第17号から第22号までについて補足説明を求めます。

はじめに、議案第17号について補足説明を求めます。

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

それではタブレット125ページをお願いいたします。議案第17号、令和6年度富士川町一般会計補正予算第8号の補足説明をさせていただきます。この表紙の次のページ、12

6ページをお願いいたします。令和6年度富士川町の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億6937万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、89億7167万1000円と定める。2歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。地方債の補正、第3条既定の地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和7年3月7日提出、富士川町長望月利樹。第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にて説明いたします。タブレット134ページへ移ってください。タブレット134ページでございます。歳入歳出とも款項の区分、補正額の順に申し上げます。なお、内容につきましては説明欄をご覧ください。1歳入11款地方交付税1項地方交付税、補正額4億6096万1000円、15款国庫支出金1項国庫負担金1785万8000円の減、2項国庫補助金、次のページをお願いいたします。449万9000円の減、16款県支出金1項県負担金55万9000円の減、2項県補助金、次のページをお願いいたします。2153万5000円の減、18款寄附金1項寄附金3500万円の減、19款繰入金1項基金繰入金、次のページをお願いいたします。6億6680万円の減、20款繰越金1項繰越金9137万8000円、21款諸収入3項雑入486万1000円の減、22款町債1項町債、次のページをお願いいたします。7060万の減、歳入は以上となります。

次のページをお願いいたします。歳出になります。2款総務費1項総務管理費、補正額4256万3000円の減、このうち一般管理費でございますが、職員手当といたしまして、退職手当特別負担金3643万8000円を計上いたしておりますが、今年度末で退職する職員の、山梨県市町村総合事務組合特別負担金の8名分でございます。2款徴税費8万8000円の減、5款企画費、次のページをお願いいたします。666万3000円の減、3款民生費1項社会福祉費、次のページをお願いいたします。4618万8000円の減、次のページをお願いいたします。2項児童福祉費5164万円の減、4款衛生費1項保健衛生費1307万8000円、こちらは保健衛生総務費の負担金の中に、医療センター企業団の負担金が追加されているところでございます。次のページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費、次のページをお願いいたします。3282万9000円の減、8款土木費2項道路橋梁費4178万4000円の減、5項住宅費、次のページをお願いいたします。304万4000円の減、6項まちづくり推進費229万3000円の減、10款教育費1項教育総務費917万円の減、次のページをお願いいたします。2項小学校費491万6000円の減、4項社会教育費580万円の減、次のページをお願いいたします。5項保健体育費3917万3000円の減、12款公債費1項公債費、こちらは財源更正でございます。13款諸支出金2項基金費、次のページをお願いいたします。370万円ということで、すいません、前のページの147ページへ戻っていただいて、減債基金の積立金2852万円でございます。こちらについては、国の補正予算におきまして、臨時財政対策債の今年度の償還に要する経費が一部普通交付税措置されました。今年度に償還するよという財源を

交付税措置されてございますので、一度積み立てて、今年度に使うものでございます。次のページ148ページでございます。以上が歳出となります。

次のページからは、人件費に異動がございましたので、給与費明細書を添付しているのをご参照ください。タブレット131ページまでお戻りいただきたいと存じます。タブレット131ページは第2表、繰越明許費でございます。款項事業名金額の順に申し上げます。3款民生費1項社会福祉費物価高騰対策給付金事業5515万8000円、6款農林水産業費1項農業費中山間地域総合整備事業810万円、経営体育成基盤整備事業1960万円、8款土木費2項道路橋梁費リニア側道整備事業2138万6000円、道整備交付金事業940万6000円、6項まちづくり推進費富士川町いきいきスポーツ公園整備事業1381万4000円、繰越明許費は以上となります。次のページ132ページをお願いいたします。次に第3表地方債補正でございます。起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。農道整備事業、補正後でございます、2510万円、道路整備事業1億2900万円、過疎地域持続的発展特別事業1520万円、庁舎等整備事業1億7740万円、交通安全対策事業170万円、児童福祉施設整備事業2290万円、以上となりますが、いずれも記載の方法、利率償還方法については変更はございません。大変申し訳ない、タブレット160ページへお進みいただき、160ページへお願いいたします。160ページは地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が、当該年度末の現在高の見込みとなり、93億1753万9000円となります。

以上で議案第17号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第18号および第19号について補足説明を求めます。

町民生活課長 原田和佳君。

○町民生活課長（原田和佳君）

それでは、議案第18号および第19号について補足説明をさせていただきます。タブレットの161ページをご覧ください。議案第18号、令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第4号、次のページをご覧ください。令和6年度富士川町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4481万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8760万5000円と定める、に、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年3月7日提出、富士川町長望月利樹。第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの166ページをご覧ください。款項の区分、補正額の順で申し上げます。内容につきましては、説明欄をご覧ください。1歳入1款国民健康保険税1項国民健康保険税850万7000円の減、3款使用料および手数料1項手数料2万円の減、7款繰入金1項他会計繰入金、次のページをご覧ください。1796万円の減、8款繰越金1項繰越金7128万7000円、10款財産収入1項財産運用収入1万円、次のページをご覧ください。2歳出2款保険給付費4項出産育児

諸費 150 万円の減、3 款国民健康保険納付金 1 項医療給付費分 653 万 1000 円の減、3 款国民健康保険納付金 2 項後期高齢者支援金等分 455 万 5000 円の減、次のページをご覧ください。3 款国民健康保険納付金 3 項介護納付金分 256 万 4000 円の減、6 款基金積立金 1 項基金積立金 5996 万円、次のページをご覧ください。

次に議案第 19 号、令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号、次のページをご覧ください。令和 6 年度富士川町の後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8648 万 7000 円と定める、2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 7 年 3 月 7 日提出、富士川町長望月利樹。第 1 表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの 175 ページをご覧ください。款項の区分、補正額の順で申し上げます。内容につきましては説明欄をご覧ください。1 歳入 1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 300 万円、3 款繰入金 1 項他会計繰入金 700 万円の減、次のページをご覧ください。2 歳出 2 款後期高齢者医療納付金 1 項後期高齢者医療納付金 400 万円の減。

以上で議案第 18 号および第 19 号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第 20 号および第 21 号について補足説明を求めます。

福祉保健課長 遠藤悦美さん。

○福祉保健課長（遠藤悦美さん）

それでは議案第 20 号および第 21 号の補足説明をさせていただきます。タブレット 177 ページをお願いいたします。議案第 20 号、令和 6 年度富士川町介護保険特別会計補正予算第 3 号、次のページをお願いいたします。令和 6 年度富士川町の介護保険特別会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 30 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 472 万 2000 円と定める。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和 7 年 3 月 7 日提出、富士川町長望月利樹。第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレット 181 ページ、事項別明細書の表紙の次のページをお願いいたします。歳入になります。5 款県支出金 2 項県補助金 30 万 7000 円の減、次のページをお願いいたします。歳出になります。1 項総務費 1 項総務管理費 30 万 7000 円の減、以上が議案第 20 号の補足説明になります。

続きまして、議案第 21 号の補足説明をいたします。タブレット 181 ページをお願いいたします。失礼しました。184 ページになります。申し訳ありません。議案第 21 号、令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算第 1 号、次のページをお願いいたします。令和 6 年度富士川町の介護サービス事業特別会計補正予算第 1 号は次に定めるところに

よる。歳入予算の補正、第1条歳入予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正による。令和7年3月7日提出、富士川町長望月利樹。第1表歳入予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレット187ページ、表紙の次のページをお願いいたします。款項の区分、補正額の順に読み上げさせていただきます。1歳入1款サービス収入1項介護給付費収入562万5000円の減、2項予防給付費収入40万円の減、3項介護予防日常生活支援総合事業費収入70万円の減、4項自己負担金収入255万円の減、次のページをお願いいたします。4款繰越金1項繰越金847万5000円。

以上、議案第20号と第21号の補足説明でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第22号について補足説明を求めます。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

それでは、議案第22号の補足説明をさせていただきます。タブレット190ページをお開きください。議案第22号、令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、次のページをお願いします。令和6年度富士川町の箱原農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ84万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1021万4000円と定める。2歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年3月7日提出、富士川町長望月利樹。第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明いたします。タブレット194ページをお開きください。事項別明細書の表紙にあります、次のページをお願いします。款項目補正額の順でご説明いたします。内容につきましては説明欄をご覧ください。1歳入4款繰入金1項他会計繰入金84万7000円の減、次のページをお願いします。2支出1款総務費1項集落排水事業費84万7000円の減、歳入歳出それぞれ事業確定による減額であります。

以上で、議案第22号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明を終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時57分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 7 年度富士川町一般会計予算
 日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 7 年度富士川町国民健康保険特別会計予算
 日程第 2 4 議案第 2 5 号 令和 7 年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 5 議案第 2 6 号 令和 7 年度富士川町介護保険特別会計予算
 日程第 2 6 議案第 2 7 号 令和 7 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
 日程第 2 7 議案第 2 8 号 令和 7 年度富士川町奨学金特別会計予算
 日程第 2 8 議案第 2 9 号 令和 7 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 2 9 議案第 3 0 号 令和 7 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
 日程第 3 0 議案第 3 1 号 令和 7 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和 7 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
 日程第 3 2 議案第 3 3 号 令和 7 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
 日程第 3 3 議案第 3 4 号 令和 7 年度富士川町水道事業会計予算
 日程第 3 4 議案第 3 5 号 令和 7 年度富士川町簡易水道事業会計予算
 日程第 3 5 議案第 3 6 号 令和 7 年度富士川町下水道事業会計予算

以上の 1 4 議案は、令和 7 年度の当初予算案件でありますので一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 2 3 号から第 3 6 号までの 1 4 議案については、委員会条例第 6 条の規定により予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 3 号から第 3 6 号までの令和 7 年度富士川町各会計予算は、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。ここで委員名簿を配布します。

（ 書記が委員名簿を配布 ）

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員は配付しました名簿のとおり決定しました。ここで暫時休憩とします。予算特別委員会の委員は正副委員長互選のため、議員控え室にご参集ください。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時14分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。休憩中に予算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

予算特別委員会委員長に秋山仁君、同副委員長に井上光三君がそれぞれ互選されました。なお、議案付託表予算特別委員会分科会名簿日程表につきましては、会議終了後、配布しますのでご了承ください。

○議長（堀内春美さん）

日程第36 議案第37号 第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

日程第37 議案第38号 富士川町新町まちづくり計画の変更について

以上の2議案は、計画策定変更案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第37号および第38号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

それでは議案第37号、第三次富士川町総合計画基本構想および基本計画の策定について補足説明をさせていただきます。タブレット643ページ、議案のかがみの次のページになります。総合計画は、まちづくりの羅針盤として、基本構想と基本計画で構成しており、計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間と定めております。タブレット650ページをお開きください。目次の次にございます、計画書の1ページから26ページ、タブレット675までになりますが、この部分については序論として、計画策定の趣旨、役割構成と期間、さらに対話による計画作りと、第二次総合計画の評価、また、まちづくりワークショップで出された課題と解決策を示してございます。大きく飛びますが、タブレットの678ページをご覧ください。基本構想は、第三次総合計画の考え方と将来像の設定概念図を、次のページのところでは、ここで将来像としてこれまで町が掲げる、暮らしと自然が輝く交流のまちを継続するとともに、サブテーマを新たに集い、楽しみ、豊かに暮らす自然が息づく美しいまちを目指して、といたしました。これは自然豊かな美しい景観に包まれ、人と人とが繋がりを大切にして、町内外を問わず、誰も居場所のあるまちづくりを作り上げていくことを目指しています。タブレットの684、685ページをお開きください。ここでは、まちづくりの6つの基本目標を定めております。本町の特性、町民のニーズ、時代の潮流、

直面している課題などを検討し、町の将来像を、一つ目としまして、地域から始まる協働のまちづくり、二つ目で協働に愛着を感じ、こころ豊かな人を育むまちづくり、三つ目としまして笑顔で繋がる誰もが住みよいまちづくり、次のページをご覧ください。四つ目といたしまして、暮らしの質が高い安全なまちづくり、五つ目としまして地域の力を育み、潤いと活力あるまちづくり、六つ目としまして、都市基盤が整ったまちづくり、この六つの基本目標を示しております。次のページをご覧ください。基本目標に対し、25の施策分野を示しまして、次のページから施策の大綱を掲げております。6つの基本目標ごとに25のこの政策分野につきまして、どのような施策を行っているかを示してございます。タブレットの687ページ、688ページをご覧ください。地域から始まる協働のまちづくりでは、コミュニティの再生に取り組むための協働、人権尊重と男女共同参画、利便性を向上させるデジタル化、持続可能な行財政運営、行政区域を越えた広域的な取り組みなどでございます。次にタブレット689、690ページの方をご覧ください。郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりでは、子どもや若者の視点に立ったこどもまんなか社会と、ここの最適な学びを推進する学校教育、生涯において多様な学習とスポーツ、文化の振興と文化財保存であります。次に、タブレット691ページをご覧ください。笑顔で繋がる誰もが住みよいまちづくりでは、健康長寿の実現と医療システムの構築、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉において住みよい地域社会づくりの推進でございます。次に、タブレット692、693ページをご覧ください。暮らしの質が高い安全なまちづくりでは、公助、自助、共助の円滑な連携による、防災防犯の取り組みと交通環境の改善、上下水道の施設整備、ゴミの減量化と環境美化と保全の取り組みの推進でございます。次に、タブレット694、695ページをご覧ください。地域の力を育み、潤いと活力のあるまちづくりでは、農林業の基盤整備、商工業の振興、まちの賑わいを創出する観光業の活性化、移住定住に関する受け入れ体制の整備と、世代間交流、国際交流の取り組みでございます。次に、タブレット696、697ページをご覧ください。都市基盤が整ったまちづくりでは、道路網の整備と利便性の高い公共交通体系の構築、住環境と賑わいの空間を創出する都市基盤整備でございます。次のタブレット698から700ページになります。こちらでは、構想推進の横断的な視点としまして、SDGs持続可能な開発目標の推進とデジタル化、DXの推進を示しております。ここまでの基本構想の概要となります。続きまして、基本計画の概要を説明いたします。タブレット704ページをご覧ください。基本計画は、基本構想で定めた施策の体系に基づき、今後の取り組むべき主要な施策を25の分野に渡って定めています。ここでは、関連するSDGsと、各分野の目指す姿、現状と課題、施策の展開、施策の達成度を測るための指標を定めています。施策の展開では、自治意識の高揚から、次のページに移りまして、多様な主体との繋がりまで5つの施策名を挙げております。施策の達成度を測るための指標は、実績値令和5年度、中間値令和11年度、目標値は令和16年度と定めております。構成としましては、以下同様になりますので、ここから先は、主な施策名と取り組みの内容のみを説明させていただきます。タブレットの708ページ、709ページをご覧ください。1-3のデジタル化のところでは、タブレット709ページにございます。効率的な行政事務の推進として、マイナンバーカードを活用し、行政サービスの向上を図ります。次に、タブレット710から

712ページをご覧ください。1-4の行財政では、712ページにあります、財政の健全化と財政基盤の確立として、将来の財政需要見据えて、中長期的な視点で、透明性の高い財政運営に努めていきます。タブレット713ページをご覧ください。1-5の広域行政では、広域連携の推進として、連携により、重要プロジェクトの推進を図ってまいります。次にタブレット714から716ページをご覧ください。2-1のこどもまんなか社会では、715ページにあります、地域における子ども子育て支援、子どもが健やかに生まれ育つ環境作りとして、地域における子育て支援拠点としての居場所づくりと妊娠から子育て期において切れ目のない支援を行います。次にタブレット717から718ページをご覧ください。2-2の学校教育のところでは、718ページにあります。教育内容の充実と、安心安全で地域に開かれた学校づくりとして、児童生徒が主体的に学ぶ環境と、社会の変化に対応した国際感覚を身につけるなど、特色のある教育を推進し、家庭や地域社会との連携を深めた、ふれあいの機会を提供する取り組みを行います。続きまして、少し飛びましてタブレット726ページ、727ページのところにあります。3-2の地域福祉では、地域福祉の総合的な推進として、地域生活課題の解決力と地域力を強化するため、各団体との連携と協働により、地域共生社会の実現を目指していきます。次に、タブレット732から734ページになります。4-1の防災、減災、消防、防犯、安全交通のところでは、733ページにあります、地域の防災力の強化と防犯意識の向上として、地域で活躍できる防災リーダーなどの育成とスクールガード活動や、多様化する犯罪を未然に防ぐための対策に取り組んでまいります。次に、タブレット739と740ページをご覧ください。4-4環境保全、脱炭素化では、環境保全の意識づくりと脱炭素社会の構築として、環境問題の解決に向けた、啓発活動や、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。次に、タブレット745ページから747ページになります。5-2番にあります、商工業、仕事づくりでは、746ページにあります企業の支援と企業誘致の推進として、地場製品の活用する企業や、進出希望がある企業への支援と誘致の促進に努めます。次のタブレット748、749ページをご覧ください。5-3の観光では、749ページにあります、観光資源の発掘と活用の推進と、富士川まちづくり公社との連携として、本町の観光資源を生かした取り組みと公社と連携することで、観光の振興に繋がる取り組みによる、観光客の確保に努めます。次にタブレット750、751ページをご覧ください。5-4版にあります、移住交流促進では、地域の特性を生かした交流の推進と、751ページにあります、ふるさと納税の推進として、地域資源を生かした交流の促進と、新たな町の特産品の開発に取り組んでまいります。次に、タブレット754ページ、755ページをご覧ください。6-2の公共交通では、公共交通の利用促進と、デマンド交通の利用方法などの周知として、町の広報出前講座などで利用促進について周知に努めていきます。次に、タブレット758から759ページをご覧ください。地域整備では、市街地の整備改善と、759ページにあります、交流と賑わいの創出として、民間活力を活用し、活気と賑わいあふれるまちの整備に取り組んでまいります。

以上、基本構想と基本計画の概要をご説明申し上げます。議案第37号の補足説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号につきまして補足説明をさせていただきます。

タブレットは762ページのところになります。これは新町まちづくり計画において、合併推進債を活用できるように、富士川中学校建設事業におけます、解体外構の付帯工事と旧第2保育所および教育文化会館解体工事において、工事完了予定日を記述する、変更を行うものであります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、タブレットの795ページの次のページをお開きください。第1章の始めの2、計画策定の方針の(3)のところの計画期間、この部分の下に、なお実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和11年度の完了を予定しています、の記述を追加するものでございます。次に、タブレット797から799ページのところをご覧ください。第2章の新町の概況では、1の位置と地勢、次のページの3の人口と世帯、この部分につきましては、実情に合わせた文言と数値の追加修正と、799ページのところで、(3)の世帯におきまして、国勢調査の数値を変更いたしました。次に、タブレット800ページをご覧ください。第5章の新町の施策の政策の方向にあります。(1)豊かな人材と文化を育むまちづくりの①学校教育地域教育の充実において、主な施策事業の次に、なお、小中学校の施設・設備整備事業については、令和6年度に実施設計に着手しており、令和11年度の完了を予定しています、の記述を追加するものでございます。次に、タブレット801ページをご覧ください。(2)健やかで笑顔あふれるまちづくりの④、子育て支援の充実において、主な施策事業の次に、なお、保育施設・児童施設整備事業については、令和6年度に実施設計に着手しており、令和9年度の完了を予定しています、の記述を追加するものであります。次に、タブレット802ページをご覧ください。(6)みんなで考え一緒に気付くまちづくりの②番、行財政改革の推進において、こちらも主な施策事業の次に、なお、庁舎等整備事業については、令和6年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定しています、の記述を追加するものでございます。

以上、議案第38号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第38 議案第39号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議の件

日程第39 議案第40号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について

以上の2議案は規約変更案件でありますので一括して議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第39号および第40号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第39号について補足説明を求めます。

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

それでは、議案第39号、峡南広域行政組合規約の変更に関する協議の件の補足説明をさせていただきます。ページは803ページでございます。今回の協議は、峡南広域行政組合の共同処理する事務に、新たに災害弔慰金の支給に関する法律に基づく、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に関する事務を追加し、現在、峡南各町が単町で行う、同法に基づく審査会事務を峡南広域行政組合として一括して実施することに伴い、同組合の共同処理する事務を変更して、組合規約を改正するため、地方自治法の定めにより、関係自治体の議会の議決を得るためのものであります。タブレットの806ページ、新旧対照表をご覧ください。第3条、組合の共同処理する事務に、第10号として、災害弔慰金の支給に関する法律第18条における、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に関する事務を追加するものであります。タブレット805ページにお戻りください。附則としまして、この規約は令和7年4月1日から施行するものとします。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第40号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、議案第40号、峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について、補足説明をさせていただきます。タブレット809ページをお開きください。

この規約の改正は、市川三郷町の三珠総合福祉センターの用途廃止に伴いまして、峡南地域教育支援センター、三珠教室や、やまなみ教室であります。そちらを移転するために、規約の第4条第1項中、やまなみ教室の所在地について、上野2714番地に三珠総合福祉センター内とあるのを、上野2731番地1に改めるものであります。附則といたしまして、この規約は、令和7年4月1日から施行するものといたします。

補足説明は以上でございます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時43分

令和 7 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 1 0 日

令和7年第1回富士川町議会定例会（2日目）

令和7年3月10日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1番	5番	小林和良	議員
通告	2番	6番	秋山仁	議員
通告	3番	8番	小林有紀子	議員
通告	4番	9番	齊藤欽也	議員

2 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	古屋三千雄	会計管理者	河原恵一
教育次長	秋山忠	政策秘書課長	中込浩司
財務課長	深澤千秋	管財課長	渡辺成昭
税務課長	望月聡	防災交通課長	長田博幸
町民生活課長	原田和佳	福祉保健課長	遠藤悦美
子育て支援課長	一之瀬三千	産業振興課長	望月奈緒美
土木整備課長	山形謙一郎	都市整備課長	井上勝彦
上下水道課長	長澤康	教育総務課長	小林恵
生涯学習課長	井上誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依田正紀
書記	井上直子

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和7年第1回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願
います。

なお、富士川CATVが本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置して
撮影いたします。ご了承願います。また、傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対
象となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は4名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番、5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは通告に沿ってですね、質問をさせていただきます。

本日は、2つの項目について質問をさせていただきます。1項目は、安全な水道水の安定
供給について、2項目めは、公営企業としての取り組みについて、以上の2項目について行
いたいと思います。2項目とも水道水に関係する項目です。

言うまでもなく、人間が生きていく上で最も重要なのは、空気、水、そして食料です。こ
の中でも水は、生命活動を維持するために欠かせない存在です。そして、私達に水を提供す
る水道施設は、安全で安定した水の供給を支える重要なインフラであります。もし水道が使
えなくなれば、生活は一瞬にして不便になり、健康や衛生環境にも深刻な影響を及ぼします。
だからこそ、安全な水道水の安定供給を守ることは、私達の暮らしと命を支えるために非常
に重要です。今回は、この重要な水道水について改めて見直し、安全性や安定供給、今後の

課題について考えていきたいと思ひます。

まずは、水の安全性からですが、近年、水道水の安全性に関する関心が高まっています。特に PFAS、有機フッ素化合物に関する報道も増えています。そこで、まず共通認識のために、2つのパネルで安全性について簡単に説明をし、質問に入りたいと思ひます。

まず1枚目ですけれども、パネルをご覧ください。当局の皆さんと議員はタブレットのデータを傍聴席の方は、配布資料をご覧ください。日本ではですね、水道法に基づき51項目の水質基準が定められています。このパネルで言うと、一番上の三角のところですね。水質基準というところ、水道法の第4条、これには具体的な基準が決められてまして、51項目の水質基準が定められていると、これ一番上の部分ですけど、これは、遵守義務と検査義務があります。例えば、項目の一部を上げるとですね、大腸菌は検出されてはならない、塩素濃度は適正に管理されてなければならない。クロロホルムは0.06mg以下等ですね、いろいろ規制があります。

次に、最近問題視されている PFAS ですね、これについてです。この PFAS はですね、先ほど説明した51項目にはまだ含まれておりません。あくまでもこれは、各自治体の判断に委ねられている段階です。この PFAS は聞き慣れない名前ですけども、皆さんテレビはですね、新聞で何回も報道されているので、一度は聞いたことがあると思ひます。報道のきっかけはですね、岡山県の吉備中央町の円城浄水機で、2023年10月にですね PFAS 有機フッ素化合物が、国の暫定目標値を大幅に上回る濃度で検出されたということですね。結果的にですね、この吉備町では、住民の血液検査まで発展してしまったという事実があります。

さて、PFAS なんですけれども、2枚目のパネルというか、PFAS のところをご覧ください。これは一体何かということなんですけれども、この PFAS はですね、結局は人間が合成した化学物質なんです。要は、有機フッ素化合物でこれは一番上からですね、1万種類もあって、中でも、PFOS と PFOA は毒性が強いということで、規制がいろいろあります。これは何に使われたかということですね、フライパンのテフロン、剥がれがいいところとか、泡消火器とか、あとは半導体の製造にも使われたということです。これはですね、もう PFAS と PFOA はですね、2010年に製造、輸入、使用が原則禁止、PFOA は、2021年に製造、輸入禁止されています。一体これ、どんな影響があるのかということなんですけれども、右下のところを、左下ですね、これは非常に科学的に安定、人間が作ったもので、非常に強い、これ体内に蓄積して、動物実験では、肝臓障害とかあとは発がん性、あとは修正率の低下とかですね、胎児の異常、発育異常あと免疫への影響、これがあるということがわかったということですね。

そこででいよいよ各国が動き出して規制をかけています。今度は右下の表ですね、これを見ると、日本ではこの PFOA と PFOS を合計 50ng、1リットルあたり 50ng の暫定基準を決めています。アメリカは 4ng ということで、非常に低い値ですね。イギリスは 100ng、カナダはもっと PFOA と PFOS 以外の PFAS も入れて 25種類で 37ng というふうに、各国でいろいろ規制は相違があるんですね。その ng って一体何なのかって言うと、1g10億分の 1g0.000...0 が全部で8つかな、続いて1がつくという非常に非常に微量な数値なんですけれども、危険性があるということです。日本のその 57ng というのは、毎日 57ng 含まれ

た PFOS を飲んでも、2 リットル飲んでも支障がないというレベルで、その 57ng にして
うことですね。そういう背景があります。ということですね、そういうその規制の検討と、
PFOS 件を頭に入れて、1 の安全な水道水の安定教育について質問に入りたいと思います。

(1) のですね、水道水の安全性は住民の生活、健康に直結します。昨今、PFAS など予
期せぬ物質の混入が問題となってきます。町では今後、水道水の安全性をどのように維持確
保しているのか、その方針について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいま質問にお答えします。水道水の安全性につきましては、水道法に基づき検査項目
ごとに毎月実施している他、3ヶ月に1回および年1回の検査を民間検査業者に委託し、検
査しております。

水道水の安全を確保するため、今後も定期的に水質検査を行い、水質の監視を行ってまい
りたいと考えています。

なお、水道水の水質検査結果につきましては、町のホームページで公表しており、3ヶ月
おきに更新しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

全て基準内と思ってよろしいですね。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

全て水質検査の結果につきましては、基準内で収まっております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、検査結果は全て基準内ということなんですが、その絶対値なんですけ
どね、年々その上昇しているとか、変化があるとか、その部分の変動についてはいかがです
か。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

水質検査結果における数値の変動につきましては、年度ごと特段の変動はございません。
以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、先ほど説明させていただいた PFAS なんですけれども、その検査の実施状況について改めてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

PFAS につきましては、1万種類以上の化合物があり、中でも特に、工業製造品に利用された健康被害や環境中への残留塩素が問題とされる PFOS、PFOA に対して、本町では残留決定検査を令和6年12月に実施しました。その結果については、国の暫定基準値 50ng パーリットルを下回る検査下限値 5ng パーリットル未満となっております。今後も引き続き、定期的に PFAS に対する検査を実施していくこととしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、PFAS についてはですね、簡易水道を含め全ての水道水の検査を行ったのか、お聞きしたいです。もし行ってない場合には、実施予定についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

簡易水道の PFAS の検査につきましては、今年度、水源が漂流水および湧水の原水5ヶ所を行い、明年度、原水が地下水の4ヶ所と営農飲雑用水の検査を実施してまいる予定です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。また少し残りがあるということなんで、それも含めて検査をお願いします。とりあえずは、今のところ PFAS についても検出はできないということなんで安心いたしました。

それでは2の質問に入ります。(2)の質問に移ります。水道水はですね、飲料のみでなく、給湯器等にも使用されています。本町の水道水は一部を除いて大部分が地下水を使用している。結果ですね、ミネラル分、これ特にカルシウムマグネシウムが多い傾向にあると、いわゆるミネラルウォーターなんですけれども、このミネラルウォーター、ミネラル分が多い分ですね、美味しく健康には良いが、給湯器は悪影響がある場合があるということなんですね。特に、水に含まれているカルシウムは、熱を加えることによって、析出、要は液体からその個体に、熱によって変化して付着するということがあります。そして給湯器等に飽き影響を与えます。この対策について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。本町の水道水源は、深井戸であり、カルシウムやマグ

ネシウムミネラル分が多く含まれております。給湯機器内の配管にカルシウム等が付着し、詰まりやすい水質であります。

こうしたことから、特にミネラル分が多い地域では、比較的ミネラル分の低い水を供給できるよう、現在、切り替え工事を実施しております。

また、町のホームページや広報誌での給湯器設置に関する注意喚起を行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

具体的にはどのような注意喚起を行っているのか、説明していただけますか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

注意喚起については、ホームページおよび広報誌において、カルシウム等の付着に関する給湯機器設置時の具体的な方法や、給水施設の新設や改造工事を行う際の申請業者への指導を行っております。

また、ホームページには水質検査結果のページへのリンクを示してあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、現時点においても、まだその給湯器等エコキュートとかですね、故障等に関する問い合わせは来ていますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

給湯器等の故障、およびこれから設置する方からの問い合わせは、現時点でも受けております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、これだいぶ前からですね、給湯器等に関する注意喚起を行っているんですね。その言ったにもかかわらず、まだ問い合わせがあるということなんですけれども、この問い合わせ数については減少傾向にはあるんですか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

問い合わせにつきましては、現時点では故障より、設置に関する問い合わせの方が多く寄せられている状態です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。それでは（3）の質問に移ります。最近全国でですね、水道管が壊れ、漏水による断水事故が多発しています。町の老朽化した水道水の更新状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。水道管の更新につきましては、石綿管等の老朽化した管を塩化ビニール管、ダクタイル鋳鉄管、高密度ポリエチレン管等への更新工事を実施してまいりました。老朽化につきましては、今後も引き続き、下水道工事や道路改良工事に合わせ、工事コストを抑えながら更新工事を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、老朽化した、老朽化についての質問なんですけどね、40年以上経過した水道管を老朽管と定義すると、現在、町の水道管のうち、どの程度の割合で老朽化していると判断できるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

本町における耐用年数40年を超えた間の割合は、0.05%と把握しております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

老朽化については、だいぶ少ないということで、これについては安心いたしました。

それでは今度は再質問ですけれども、耐震化率のですね、耐震化率これも重要なことだと思うんですけど、目標年度や達成率の設定についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

耐震化率ですけれども、令和3年度に策定した水道ビジョンには、令和12年度までの10年間の耐震化率を目標に掲げております。このビジョンで示す、最終年度の令和12年度における耐震化率の目標を13.9%としております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。外部耐震化については、時間がかかる印象があります。

それでは（４）の質問に入ります。パネルを今変えましたのでパネルをご覧ください。

このパネルはですね、町が出している。水道ビジョンっていうのがあります。これはホームページにも載っている、この水道ビジョンというのは、富士川町の上下水道事業の将来像と目標を示すとともに、将来像を実現するための具体的な施設、および取り組み事項等を示しているものなんです。この中ですね、これは水道ビジョンの２８ページにあるんですけども、水道水施設の稼働率と有収率というのがあります。今回着眼しているのは、下の方の棒グラフの、有収率というところです。この有収率というのは、水道事業において、給水した水量のうちに、料金を回収できた水量の割合を示しているということになります。上の方の文字のところなんですけども、この下線で示したところによるとですね、排水した水の１０から２０％程度は有収水量とはならず、漏水等により失われていることを示しているというふうに、このビジョンでは言ってるんすね。これ富士川町が出してるんです。

この部分について質問をいたします。なお、この漏水についてはですね、小林有紀子議員からも提起がありまして、私の質問と重なっている部分があったので、私の方で一括して行うものです。小林議員からはしっかり聞いてこい、と強く指示を受けましたので、この辺よろしく願いいたします。

（４）ですけども、水道水の漏水はですね、水道事業者の損失、大切な水資源の損失、メーター移行においてはですね、消費者の損害も発生します。町ではこの漏水についてどのように検知し、対策を行っているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えいたします。水道管の漏水につきましては、令和５年度末において、年間総配水量のうち約２５％を創出しております。こうしたことから、専門業者による現地での漏水調査、および監視システムでの排水量の変化をもとに、職員による現地での漏水箇所の調査を行い、随時修繕工事を行っております。

水道メーター移行の宅内での漏水につきましては、毎月のメーター検針時に漏水の疑いがあることを住民にお知らせし、場合によっては職員が直接現地に出向き確認を行っております。なお喪失分の２５％につきましては、赤水対策として、恒常的に排水している水量も含まれております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○５番議員（小林和良君）

再質問ですけども、赤水対策としてですね、恒常的に排水している水量も含まれるとのことですが、それでは実際の漏水量は現時点でどれぐらいと把握されているのでしょうか。水道ビジョンでは、平成３０年において１０から２０％は漏水すると書いてあるんですけども、その後７年経過してる。現時点の実際の漏水量を教えてください。

これはですね、先ほど申しましたけど、小林有紀子議員から強く私に指示がありましたの

で、よろしくお願いいいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

漏水の水量につきましては、ここにあるとおり 25%、この 25%の設置には、赤水対策として排水している水も含まれているため 25%という数字を把握するという、以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

お答え、私がお聞きしたいのは、赤水が含まれていることはわかりますけれども、実際の漏水、赤水対策っていうのはそれは故意的にやってる流してるものなんですね。赤水っていうのは、おそらくそこに沈殿するものを出してるんだと思うんですけども、それは漏水とは見れない、なので漏水量をお聞きしてるんです。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

先ほども答弁いたしましたとおり、赤水対策として排水している水につきましては、メーター器等が付いていないため、どのぐらいの排水量かというのが把握できない状態であります。なので、漏水、恒常的に排水している水量も含めた中での漏水量が令和 5 年度末で 25%ということになります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

今のご回答ですとですね、再質問ですけども、実際の漏水が把握できないという話になっちゃいますね、それでよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

実際の漏水量と言われますと、先ほど言いましたとおり、赤水対策で恒常的に排水してる水があるため言えませんけれども、監視システムで監視してる限りはでは、大きく漏水があった場合は、監視システムの方に大きく数字が出るということ把握しております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

再質問ですけど、ちょっと質問変えますね。

水道ビジョンに書かれている 10 から 20%っていう漏水があるんですけども、この漏水も赤水が含まれてますか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えします。水道ビジョン策定時にも、この赤水対策の水量が含まれております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

とするとですね、再質問ですけども、ここに書かれている、10%から20%は漏水しているということを書いていますね。その時点よりも、今言われた25%増えてしまうことになるんですけども、それはどのような見解になりますか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えします。赤水対策として排水する水につきましては、そのときによってですね、排水量が多くなったり少なくなったりすることもありますので、そこら辺で水量が変わっているというところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ちょっとこれ以上はあれなので、とりあえず正確な漏水は検知できないという認識をいたしました。ちょっと質問を変えます、再質問です。このビジョンによるとですね、平成30年時点で有収率は75.7%となっていて、全国平均の85.5%よりだいぶ低い値ですね。本町はその特別な地域的要因とか、施設の老朽化とか、何か漏水しやすい要因というのを抱えているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

本町におきましては、修繕工事や管路の布設替等により漏水等は解消されておりますけれども、先ほどから言ってますように、管路の管末から赤水対策として水を抜いているため、有収率が例年変わらない状態でおります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

質問はですね、特別な地理的要因とかそういうものはない、と思ってよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

地理的要因についてはございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問をちょっと変えます。他の市町村ではですね、人工衛星を利用した漏水検知を行っているところがあるんですね。これは検査コストを削減していると。例えば、富士吉田市ではですね、従来の手法では3150万だった調査を1200万になったと新聞報道がありました。富士川町では取り入れ可能なのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいま質問にお答えします。人工衛星を利用しての漏水探知につきましては、山梨県市町村等水道事業の広域連携に関わる、人工衛星画像を活用した水道管漏水調査の活用を検討しましたが、費用負担が多額であることや、地下水位が高いところでの検知能力が低いなど、費用対効果が不明であるため、今回は活用を見送りました。今後、導入市町村の取り組み状況などをの情報収集を図り、有用性があれば広域連携による利用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、(5)の質問に移ります。パネルをご覧ください。そこで最後のパネルになります。これはですね、わが町の水道施設の配管図です。これは低区系統なんですけど、これ以外に高区とか大法師とか殿原とかいっぱいありますけども、基本的には同じなので、今回低区系統でここにアップさせていただきました。この町の水道水はですね、一部を除いて、地下水からポンプアップして、そしてここにあるですね、排水地という、このタンクに入れ込むと、そこから各ところに配給すると。これは位置エネルギーで発送してるということなんですけども、この後ろの方にはまるで囲ってある緊急遮断弁というのが付いていて、こういうシステムになってますね。あとは次亜塩素酸ナトリウムを、要は塩素も途中で入れているというふうなシステムになってます。

この図をですねちょっと頭に入れながら、(5)なんですけども、国のですね、地震調査委員会はマグニチュード8から9規模の南海トラフ巨大地震が、30年以内に発生する確率を80%に引き上げました。これに備えた水道水供給施設の対応について伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。国の指針により、災害時に重要な拠点となる病院、災害避難拠点などの、給水の優先度が特に高い重要施設への給水する管路については、優先的に耐震化を進めていく必要があると考えております。

こうしたことから、町では、当該施設への給水管路、および水道施設の耐震化を実施して

いくため、明年度から管路耐震化および更新計画策定業務を行い、耐震化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。昨年3月にですね、望月議員からもこの耐震化については質問があって、令和3年には7.6、令和4年には8.9、令和5年においては10%という値を示されていますね。このペースでいくと、完了するまでに何十年もかかる、場合によって100年かかるということになります。従って、優先順位を決めて耐震化を図るという今のご回答だと思います。

それでは再質問ですけれども、水道管の耐震化とは具体的にどのような工事や技術を用いられるのか。説明してください。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

水道管路の耐震化につきましては、地震の揺れに対して、継ぎ手部分が抜けにくい、耐震構造となっている部材に布設替えを行ってまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それは、震度どこまで耐えられるものなのでしょう。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

耐震適合化につきましては、震度6強から震度7程度において、液状化が起こる地盤に対して、管路の破損や継ぎ手の離脱等の被害が、軽微な状態であるものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、巨大地震発生時にはですね、今お話された配管のみでなくですね、配水池、この図面にある配水池に確保された水道水が非常に重要になると思うんですね。この排水池について、全て最新の耐震基準を目指しているのか、この部分についてもお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。現在の耐震の基準を満たしている排水池につきましては、本町においては2ヶ所のみとなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、適合していない耐震にですね、最新基準適合していない配水池はですね、自然災害時に水道水の確保を実現するための、その耐震計画ってのございますか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

配水池につきましても、明年度から行います、管路耐震化および更新計画の中で策定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。それでは（6）の質問に移ります。（6）ですね、自然災害時における非常時の町の水の供給計画についてお伺いいたしたい。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。地震災害等の発生時には、各配水地に備えている緊急遮断弁が作動し、配水池内に水道水が確保されます。非常時には、配水池から給水車で避難所等への給水を給水する計画であります。また、配水池のうち低区配水池につきましても、自家発電装置があることから、敷地内の水源から配水池への保水が可能です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、緊急遮断弁っていうのがパネルにもあるんですね。この緊急遮断弁というのは、どのような状態のときに作動して遮断するのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。緊急遮断弁の作動につきましては、震度6以上の地震動を感知し作動するものと、直結管路の多量の漏水により、遮断弁内において9.8キロパスカル以上の圧力変化が起こると作動するものがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

遮断弁の震度6以上の地震動で遮断することはわかりましたけれども、圧力差が9.8パスカルあるっていうのも、これちょっと後で構わないんですけども、確認してほしいんですが、

実際に一般的な水道の圧力って、100キロパスカルから300キロパスカルと思うんですね。そうするとそれからすると作動値が9.8キロパスカルというのは非常に低い値だと思うんです。これは後であれしていただければいいですけども、議事録に残ってしまうので確実であれば構いませんけども、一応その場でお伝えしておきます。

その再質問なんですけども、自己発電装置を有している水道施設は低区排水機とのことですけども、他の水道施設はどうなっているのでしょうか

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。自家発電装置を設けているのは、本町の先ほど言いましたとおり、低区配水池および第1水源、小学校南にあります第1水源、ここに自家発電装置が設置してあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

質問ですけども、他のところも停電時、自然災害時に稼働させるという自家発電装置の増設のご計画はございますか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

現在のところ、自家発電装置につきましては増設する考えはございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。それでは大きな2の質問に移ります。公営企業としての取り組みについてに入ります。（1）町の水道事業は独立採算制を原則とする、地方公営企業としての位置づけであり、それまで一般会計で管理されていた水道事業が、公営企業会計に移行されています。移行後の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。簡易水道事業につきましては、公営企業会計に移行したことにより、現状の損益および資産等が明確になり、経営状況を把握した運営をしております。今後は、明年度に予定してます経営戦略改定業務の結果を踏まえ、上水道事業および簡易水道事業の料金改定等を含め、経営方針並びに町の水資源をどのように活用していくか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、水道施設の老朽化対策や耐震化工事ですね、将来にわたる安全安心な水の供給を確保するために、費用増加において、水道料金を値上げする自治体も増えてきました。独立採算制を原則とする本町の地方公営企業の財務状況から、現時点において、安定供給のために値上げ等の検討はされているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。現時点では、水道料金の値上げ等につきましては考えておりませんが、先ほど申し上げたとおり、経営戦略の改定業務の結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、水資源の活用を検討することなんですけど、水資源の活用の一案としてですね、ミネラル豊富な水資源を活用してボトルウォーターを製造販売し、収益を確保する取り組みについてのお考えについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。水資源の活用につきましては、先ほども言いましたとおり、経営戦略の改定結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。非常に重要な水道ですね。安全な水道と、しかもそれを安定して供給する、そこに自然災害まで加わるということで、大変な維持管理だと思いますけれども、非常に重要な水資源なので、この辺の維持管理の方を今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問は終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告1番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告2番、6番 秋山仁君の一般質問を行います。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。大きく分けて2問質問させていただきます。

最初はですね、樹木の倒木についてです。倒木などによって通行人が亡くなったり、怪我をしたりする事故が全国で相次いでいます。国土交通省の調査によりますと、国や県が管理する道路の街路樹のうち、この5年間で平均しておよそ5200本の倒木が確認されたそうです。そのうち、強風で約3700本、老朽化、根腐れなどで約1500本だそうです。町内を見ますと、危険樹木を見受けます。実際、危険かどうかは判断しにくいところもあります。倒木に巡っては、行政でなく土地を所有する個人についても、管理に問題がなかったか問われるケースもあります。

そこで（1）番ですけども、本町の公園、道路などを対象として、樹木の倒木の可能性がある樹木をどのように把握しているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。公園や道路における倒木の可能性がある樹木の状況につきましても、複数の方法で危険の把握に努めております。まず、職員による定期的なパトロールを実施し、現場の状況を確認しております。また、道路損傷通報システムを通じての通報も活用しております。さらに、施設を利用する皆さまからの貴重な情報提供も重要な手段となっております。これらの方法により、状況把握に努め、安全管理に取り組んでおります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますとですね、定期的なパトロールの実施ですね、そして道路損傷通報システムでの活用、それから施設利用者の情報提供、この3つが把握しているということですが、再質問ですが、先ほどのご回答で職員によるパトロールとのことですが、どのくらいの頻度で行っているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。職員によるパトロールは、公園については月1回、主要道路については月2回程度実施しております。この他、道路維持作業員が毎日作業現場へ向かう途中においても、確認をしているところでもあります。また、台風や大雨の後には、臨時のパトロールも必要に応じ行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

やはりですね、全ての樹木をしっかりと点検することは非常に難しいと思われます。パトロールしたとき、また道路維持作業員の方々にですね、やはり記録簿などの作成をしてですね、管理すべきと感じます。少なくとも、次のような木には注意すべきと思われます。傾き揺れ、幹がですね、不自然に傾いていて根元が揺れる樹木は倒れる可能性があります。二つ目に、空洞、幹が腐って大きな空洞になった樹木は、幹の強度が落ちています。それから三つ目でですね、枯れ枝、枯れ枝は折れやすい状態になっています。四つ目にですね、きのこ、根本にあるきのこは、幹の内部にきのこが侵入しているサインです。強度が落ちており倒木や枝折れの可能性があります。これらの状態を見つけたら、上位注意と思われます。ただこれはですね、危険かもしれない目安だと思われます。やはり、町民と行政がともに管理していくことが大事であると思われます。

再質問ですが、先ほど、道路損傷通報システムの利用状況はどのようになっているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。道路損傷通報システムは町公式ホームページを通じて、写真付きで簡単に通報できるシステムであります。今年度、ここまでの利用件数は34件で、そのうち樹木関連は2件でありました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

道路損傷交通システムについては、昨年ですかね、依田議員が一般質問し実現したと承知してます。町の職員だけでは気づかない点を、町民目線で投稿してもらえることが大きなメリットだと思います。できるだけこのシステムの活用も行うべきと考えます。

続きまして、(2)番ですけども、これはですね、県外で実際に起きた事故ですが、斜面から木が倒れですね、乗用車を直撃し運転していた方が死亡しました。木の生えてない斜面は私有地で、道路を管理する行政側と土地の所有者に対し、管理を怠ったとして、損害賠償を求め提訴した件ですが、行政と土地の所有者に多額の賠償命令を命じ、最高裁判所で争う確定しました。このような中でですね、重大事故に繋がるような樹木が町内に見受けられますが、どのように指導しているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。樹木の倒木により重大事故の危険性が認められる場合、あるいは、通行等に支障をきたすと判断される場合には、まず当該樹木の所有者を特定し、直接連絡を取ります。その上で、安全確保のため、適切な剪定や、必要に応じた伐採等の措置を講じていただくよう説明し、要請しておいます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

通行等にですね支障をきたす場合ですが、所有者が特定できればですね、直接連絡を取るとのことですが、中にはですね、相続が移ってないなどの問題があるとも想定されます。また、話に応じてくれないこともあると思われませんが、やはりそこは、粘り強く交渉するかなというふうに思われます。

再質問ですが、例えばですね、どうしても樹木の所有者が伐採等の要請に応じない場合、どのような対応をとっているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。所有者が要請に応じない場合、再度の説明と協力要請を行います。これまでのところ、丁寧な説明と粘り強い交渉により、ほとんどのケースで所有者の協力が得られております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

先ほどですね、ほとんどのケースでですね、所有者のご協力を得られているということですが、得られないケースもあると承知しています。交渉事は何回となく訪問活動しですね、丁寧にしていく説明だと思われまして、やはり対応しないのはいかななものかというふうに思われます。やはり粘り強い交渉ですかね。

再質問ですが、そうしますと年間どのぐらいの件数の要請を行っているか、またその要請によって、実際に対策がとられているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 山形謙一郎君。

○土木整備課長（山形謙一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。町が管理する町道につきましては、本年度3件の要請を行いました。これらの案件につきましては、所有者のご理解とご協力を賜り、全ての案件において、伐採等の必要な対策が講じられたことを確認しております。また、富士川町内の国道および県道については、それぞれの道路管理者に確認したところ、国道では3件、県道では2件の管理要請を行ったとの回答を得ております。ただし、これらの案件の中には、現時点で改善が図られていない箇所があるとの報告を受けております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

管理要請をですね、5件行ったということですが、改善が図れない場所もあるとのことですが、越境竹木に関するルールが改正されましたが、これまでは、隣の土地から境界を越え

て木の枝が伸びてきた場合、自分で切ることはできず、その木の所有者に切ってもらうか、訴えを起こして判決を得て、強制執行のお手続きを取る必要がありました。令和5年4月ですね、民法の改正によると、条件付きながらも大きく三つ改正されました。これらを有効活用し、重大事故に繋がるようにすべきと考えます。専門家によりますと、樹木には寿命がないとも言われます。自然環境では数百年という時も樹齢の樹木が存在しますが、環境ストレスが少ない、その樹木に適した環境が前提だそうです。しかし、町の環境は樹木にとっては非常に過酷な環境だそうです。それはですね、道路の舗装や夏場の高温ですね、夏の乾燥時の水分を得ることが厳しい山林などの環境に比べて、露出している土壌が少ないため、空気の湿度が低い、道路の周辺は土壌が硬く、根の生育できる範囲の土壌が少ない、だそうです。今後ですね、倒木になりにくい定植環境も町民と町とですね、一緒に考えるべきだと思います。これで1問目の質問を終了したいと思います。

続きまして、2問目の質問に入りたいと思います。書かない窓口についてです。書かない窓口のシステムは、マイナンバーカードや運転免許証の本人確認書を利用して手続きを行うものですが、書かない窓口を導入する効果は、住民のサービス向上、業務の効率化、業務の適正化の3つだと思われます。このうち、業務の適正化とはミスの軽減など、適切な対応が可能と思われます。窓口業務改革において、行政手続きは対面の紙申請から、非対面、オンラインシステムにシフトするとともに、対面でも書かない窓口が進み、窓口業務の改革が見受けられるようになりました。今後はですね、行かない、待たない、書かない、サービスの普及は一段と加速すると想定されます。この質問はですね、令和5年の9月の定例会で小林有紀子議員が質問しました。(1)番としまして、役場窓口での書かない窓口の進捗状況を伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、住民サービスの向上を図るため、書かない窓口の導入について研究してまいりました。具体的には、マイナンバーを活用したシステムの導入について、これまでに3回のデモンストレーションを実施しました。このデモを通じ、業務の効率化や住民の利便性向上の可能性について、庁舎内で検証した結果、費用対効果などの面で課題があるとの意見が出されました。導入にあたっては、導入コストと運用コストに対する費用対効果が見込めないことや、制度の構築に向けては慎重な検討が必要であると考えています。今後は、他自治体の導入事例を参考にしつつ、更なるコスト削減策や、運用改善策の検討を進め、住民サービスの向上と、行政の効率化のバランスを考慮し、導入について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

県内でも山梨市、道志村ですかね、結構実施しているところもあるということで、本町におきましても、令和5年から3回のデモンストレーションを実施したとのことですが、結果

はどのような状況でしたか、伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。3回実施いたしましたその内容につきましては、それぞれ職員、または住民の方々に実際に使っていく中で、いくつか意見をいただきました。その中で、先ほど秋山議員の方から出されております、書かない窓口という形で、その書かない方法、これにつきまして住民の方々が持ってきた免許証等などから、書かないような操作または申請をすることにつきまして、スムーズに事務がちょっと流れないようなこともございました。そのようなことで、今後も引き続き研究等が必要であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、導入にあたってはやっぱり、相当額の予算もかかると思われます。方向性を考えるということなんですけど、住民サービスの、先ほど言った方向性っていうのはどのように考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○6番議員（秋山仁君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。具体的な方向性といたしましては、現在の申請様式などを見直し、共有できるところを簡素化や効率化することも含めながら、書かない窓口のデジタル化を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですが、令和5年のですね、定例会においてですね、どのような形が望ましいか研究検討し、行政手続きのデジタル化、どのようなものが本町にとって良いのか研究する中で、具体的な、先ほどでましたけど方向が見えてきたところで考えていく、と答弁しています。あれからだいぶは経過もしてますから、その辺の進捗、デモンストレーション3回したとかっていろいろ出てますけども、この辺はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。具体的なこの方向性につきまして、現在町が受付事務等で行っているそのシステムのもとになっておりますのは、住民基本台帳のシステムがございます。このシステム自体を今後どのように活用していくかというところで、引き続き研究する必要があると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

住民基本台帳をベースに考えるかな、というふうに思われますけども、県内でも先ほど出ましたけども、いくつかの自治体が既にですね、書かない窓口導入を進めてますけども、これらの自治体にですね、これらの実際のもので、情報収集を行うことも大事なかなと思われまうけども、その辺はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○6番議員（秋山仁君）

すいません、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。県内の市町村、また県外につきましても、今後も情報を集めていく中で、富士川町としてどのような形がよろしいのか、引き続き考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

県外の例ですけど、先進事例では山形県の天童市ですね、ここは証明書等の交付はセルフサービスでもできる環境整備、兵庫県の伊丹市ではオンライン申請による事前申請などがあります。やはり、デジタル化の利便性を実感してもらいたいことだと考えますが、本町に適した書かない窓口をどのように実施するか、早急に検討すべきかなというふうに考えます。

次の質問に移ります。(2)番ですね、今後ですね、目指すべき窓口運用形態をどのように考えているか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。本庁の窓口運用につきましては、住民の皆さまにとってわかりやすく、利用しやすい窓口を基本とし、利便性の向上と行政手続きの簡素化を図ることを目指しております。そのためには、まず申請手続きの負担軽減を進めることが重要であると考えており、デジタル技術の活用や、事前記入などの仕組みについて検討しています。また従来の対面での窓口対応においても、職員の案内強化や相談対応の充実を図ること

で、町民の皆さまがスムーズに手続きを進められると考えております。こうしたことから、今後も窓口の利便性向上に向けて、デジタルとアナログの双方の利点を生かした運用形態を模索していくとともに、より利用しやすい窓口対応に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、最初のときに住民基本台帳をですね、が整備されてるということですが、この基本台帳ですね、やはりベースにして聞き取りなどしてですね、申請書の仕組みについていいですか、それを作るように早めにした方がいいかなというふうに検討ですか、と思いますが、その辺はわかりやすいとかアナログとか、先ほど答えてましてその辺いかがですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。デジタルとアナログの双方の利点を生かしたということですが、現在富士川町で行っております、窓口の申請内容、特に住所、名前等を書く部分ですが、現時点ではいくつか様式が違うものを扱っております。これをそのまま書かない窓口の方向に向かって、デジタル化またはオンライン等を使う中で、より住民の方々にわかりやすくするためには、先ほど申し上げましたとおり、この仕組みにつきまして窓口の書き方です、その部分について、効率化、簡素化ということをまず考えながら、書かない窓口のこのデジタルの部分の活用につきまして、研究を進めたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、来年の1月ですかね、国の指導により窓口での手続きの事務の統一化ですかね、これが実施されるということですが、方向性がやはり示されればですね、一気にデジタル化が進むかなと思われまうけど、そこを踏まえてですね、町民が利用しやすい窓口形態ですね、この辺はどのように考えるか伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。来年度、令和8年1月頃と聞いておりますが、国の方である程度、様式を統一していく動きの情報は町の方でも受けております。それに準備する形で現在、県内の各システム、こちらを調べていきますと、ほとんどの自治体が利用している、そのシステムをまず生かしていく方向で動くのではないかと考えております。

富士川町といたしましても、住民基本台帳、このシステムを全く新しいものではなく、今使っております、住民基本台帳のシステムを改良改修する中で、この国が統一の方向に示していきます、その様式の標準化または統一化に向けまして、現段階で情報センター等で準備を行っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

いずれにしても、令和5年9月の質問からだいぶ経ってますから、来年の1月がやっぱり一つの基準点かなと思われまますからですね、早めの検討が必要かなと思われまます。

続きまして（3）番のですね、書かない窓口の専門部署ですね、この新設の考えはないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。書かない窓口は、住民の利便性向上のため、住民が関連する複数の手続きを一括の窓口で集中して行うことができるようにするものでございます。現在の行政事務は、手続きごとに窓口がわかれており、地方公共団体特有の事情が大きくあるところがございます。これは、条例または規則等に基づき、分類されることが背景にあると言われております。こうした状況ですけれども、先ほども話がございましたが、国においては職員数が削減する中で、高品質の行政窓口サービスを継続させていくためには、やはりデジタル化を推し進めていかなければならない。その中に書かない窓口に取り組む支援も国で行っているところがございます。書かない窓口の専門部署の配置でございますが、現状では人員配置上、非常に困難な上、費用対効果が見込めないということから、専門部署の配置は考えてございません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、費用対効果が見込めないっていうふうなことのようなんですけれども、やっぱり町民のことを考えると、この辺のことも考えるべきではないかなと思われまます。国ではですね、人に優しいデジタル化の実現に向けてですね、積極的に進めようとしていますが、やはり今この時期が必要、新設すべきかなと思われまますけれども、先ほど課長答えたのが町長の答えかなと思われまますけれども、その辺町長いかがですかね。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさに議員の質問、その後ろにはですね、町民の利便性、町民からの声というものが大きく議員の方に寄せられている、それで質問の起点になったというふうに思っております。一番大事なのは、町民サービスの利便性でございます。役場に来てこの窓口に行った、また次は隣の窓口で書く、また隣で書くというこういった部分をですね、いかに利便性をね保っていくか、そのワンストップでサービスが提供できるか、ここをまず主眼として動かなければいけないというところがございます。まさに申請手続きの負担軽減というところを、現在でするね庁舎内ではですね、デジタル化のこの議論とともに、アナログでですね、できるだけワ

ンストップ化できないかという議論もやっているところでございます。そういったことをですね、できるだけ町民サービスの向上のためにいろいろな議論をしていきたい、デジタルとアナログの融合、そしてそこでアナログでは足りない部分はですね、デジタルを補完していくというかたちで、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

今、書かない窓口ということでございます。国の動向も見据えながら、こういうシステムっていうのはですね、すぐに飛びついていいものとそうでないものとゆうのがあると思っております。国が今後ですね、様々な様式の統一とかデジタル化に進んでいく中で、新しいものだからすぐやろうという、こういう政策も確かに必要です。ですが、こういうシステム上のものはですね、しっかりシステムの成熟度をよく見ながら、費用対効果をよくよく確認しながら、導入したけど国の方式が変わったからまたシステム変えるよという、こういうことであつたら本末転倒になってしまいます。できるだけ費用対効果を抑えながら、かつ住民サービスを的確にできるような取り組みをですね、進めてまいりたいというふうに思っております。議員のご質問をいただいて、これを契機にですね、加速的にですね、住民サービスの向上という観点の中で、庁舎内で早急に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

町民のためにもですね、早めにこの辺は検討すべきかなと思われます。全国で初めて書かない窓口が始めたのは、昨年1月ですか、和歌山県の紀の川市だそうです。本庁でもですね、先ほど言いましたけども、今後ですね町民の利便性向上と、やはり業務の効率化、効率化を図り、町民サービスの向上のためにも、早期の書かない窓口の実施が必要と、迅速な実施等を考えます。

これをもちまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告2番 6番 秋山仁君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告3番、8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これより大きく4項目にわたり質問をいたします。

初めに、学校体育館の防災機能強化についてお伺いいたします。一番目の質問として、学校体育館は子どもたちの生活、教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加え、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。全国の公立学校体育館の空調設置率は、令和6年9月時点で18.9%、約2割にとどまっています。そこで、今年度の補正予算で文部科学省は、新たに学校体育館の空調整備に特化した臨時特例交付金を創設しました。その詳細についてお

伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回、文部科学省が創設した、空調設備整備臨時特例交付金は、児童生徒の学習環境の整備改善と災害時における体育館の避難所機能を強化することを目的に、学校体育館等への空調設備を整備するための交付金でございます。補助率は2分の1で、補助上限額は1体育館につき7000万円です。また対象期間は、令和6年度から令和15年度までの時限的な補助事業でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

私は平成30年12月の一般質問で、災害時には、災害時に体育館は避難所となるので、現在検討されている新町民体育館にエアコンの設置をと訴えてきました。今回政府は令和15年度までの、今お話をいただきました、令和15年度までの臨時特例交付金を新設し、整備のペースを2倍に加速するとしております。今詳細を説明していただきましたけれども、避難所となる公立小中学校の体育館への空調整備に対して、国庫補助率は2分の1と、地方負担分全額に地方債の充当が可能で、今年度の元利償還金については、その50%に地方交付税が講じられるものであります。そして、従来の空調の補助率、補助金の単価より約1.5倍の設定がアップすることになっています。断熱性の確保が要件になりますけれども、今回は先に空調設置工事を行ってから、後から断熱化工事をした場合も、両方が補助対象となるというのだそうです。それも建物の実情に応じた工法による屋根や、壁の遮熱塗装や、天井への遮熱シート貼付などの遮熱対策でも良いということで、比較的、短時間工事ができるようなものも対象となるということです。本当にこれほど今回国が予算を確保されたわけですから、本当に直ちに学校の空調整備を進めていくべきと私は考えます。

そこで2番目の質問になりますが、近年は全国的にあの猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっています。2018年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。また、激甚化、頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる、災害関連死の割合も増加しています。国際赤十字が提唱する、最低基準のスフィア基準の項目でも、避難所については最適な快適温度、換気と保護を提供するとあります。このような問題意識から、安全安心な教育環境と、避難所の環境整備を加速することが求められます。本町の児童生徒に加え、災害時の避難者が安心して過ごせるよう、学校体育館への空調整備の早期実施について伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、地球温暖化の影響により、児童生徒の体育

館での学習活動が度々制限されています。また本町の学校体育館については、全ての体育館が避難所に指定されているため、空調設備の必要性が高まってきております。こうしたことから、創設された臨時特例交付金を活用した、空調設備の整備に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。本当に学校体育館、本町ではさらにスポーツも盛んでありますし、スポーツ少年団バレーやバドミントン、卓球などの団体とかスポーツ協会の皆さま、本当に多くの町民の方々が体育館を利用されます。本当にあの快適に安心してスポーツを楽しまれる環境整備も必要だと思います。本当に言った熱中症対策っていうのは本当にまた必要不可欠だと思っておりますので、ぜひとも学校体育館への空調整備の実施を進めていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは3番目の質問としまして、空調設備は、災害時の停電を想定し、ガス発電機やガス空調設備を検討するなど、空調効率の最適化や導入時のコスト、ランニングコストの比較や、脱炭素化に資する設備などを比較検討し、導入する考えについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただ今の質問にお答えいたします。空調設備を整備する際には、空調効率の最適化を図るため、断熱性を確保するための工事も検討してまいりたいと考えております。また、ランニングコストや脱炭素化に資する整備設備なども、あわせて比較検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ検討していただきたいと思っております。平成12年の東海豪雨によって甚大な被害を受けた、愛知県清須市では令和4年、災害対策として市内全ての小・中学校の体育館のLPガスを用いた空調設備を一斉導入したそうです。何よりも、いざ災害というときに確実に使えることを重視したとして、大規模災害によって電線や都市ガス配管の断絶が起きるとエネルギーとして使えなくなる。LPガスであれば、たとえ被災が広範囲で及んでも、避難所が最も必要とする最初の数日間、安定的に稼働できると考えたそうです。現在、猛暑時の体育や卒業式などが、快適になったと学校現場から喜ばれているそうです。教室のエアコンが故障したときには、体育館で授業を行うこともあるそうです。また、近隣自治体の学校関係者からは、練習試合をエアコンのある清州してやりたいという声もあるそうです。さらに、防災に力を入れている清須市では、地域ごとに自主防災訓練を実施することが恒例で、令和5年度からはLPガスの災害対応バルクを活用した、炊き出し訓練を開始しています。避難所である体育館のすぐそばで調理ができる利便性を実感しているそうです。また、住民の中には、人工呼吸器などの医療的ケアが必要

で、災害時の不安を抱えている人もいますが、体育館で電源が使えると職員が自信を持って答えているそうです。導入以来、各学校の体育館は避難所としての信頼性を増し、自主防災訓練も体育館を中心に実施されているそうです。ぜひとも住民の命を守るため、導入の方をよろしく願います。

それでは、大きな2項目めとしまして、上下水道施設の耐震化について、これについては、先ほど小林和良議員と共通の質問がありましたので、先に通告の小林議員の質問の中であわせてお聞きしていただきました。その他の質問で一つになりましたが、お伺いしたいと思います。まず1月28日の埼玉県八潮市の交差点で、下水道管の破損により道路が陥没し、トラックが転落する事故が発生しました。一刻も早い救助と復旧を願ってやみません。復旧は長期化し、地域住民の生活に大きな影響が出ております。二度と同じような事故を起こさないための再発防止策が重要です。そして、昨年元旦に起きた能登半島地震で、上下水道管の破損で大きな断水となり、地震による断水は5月末にようやく解消、9月の大雨による断水は、12月20日に解消となったそうです。しかし、輪島市、珠洲市の建物倒壊地域などは現在も断水が192戸あり、大変大きな被害となっております。能登半島地震の状況を受け、国では、上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果を踏まえた、上下水道耐震化計画の策定を要請していますが、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。上下水道耐震化計画は、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画であり、国土交通省が全ての水道事業者等と下水道管理者に対して、策定の要請を行ったものです。これを受け、本町におきましても、策定期限の令和7年3月末日までに上下水道耐震化計画を策定することとしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、耐震計画3月末までに策定とのことですが、緊急点検はどのように点検したのですか。その結果の詳細もお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。緊急点検とありますけれども、これ緊急点検というのは、町の耐震化率がどのくらい進んでるかという調査的な点検でございました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、それでは今回緊急点検はしていないということで、よろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。職員が直接現地に行って点検する等のことは行っておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、国土交通省からの計画の要請は、緊急点検を踏まえた計画ですよね。国が何のための調査か、能登半島地震の状況を受けて緊急点検を踏まえた計画です。能登半島地震での上下水道の破損の状況を見れば、もし富士川町に南海トラフ地震が起きたらと想定してみてください。南海トラフ地震は30年以内に発生する確率は80%です。先ほど本町においては、計画の策定3月末までにと言われましたが、緊急点検を行ってから策定ではない、古い情報での計画を策定して報告されるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。緊急点検結果というものは、全て最新の情報を国の方に報告しているものでございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

最新の情報っていうのはいつの情報ですか。先ほど、今回点検してないということですが、ここで報告、3月末に報告する、策定する計画の検査の結果というのは、いつの時点での内容になりますか。

○議長（堀内春美さん）

再質問でよろしいですか。

上下水道課長 長澤康君。

○上下水道課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。最新の情報といいますのは、令和5年度末の時点の情報でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

令和5年度末ということですがけれども、ずいぶん今だいぶそれから経っていますけれども、なぜこの国の能登半島地震の状況を受けての、国の緊急点検結果を踏まえた上下水道耐震計画の策定が要請されているわけですから、それに対して、やはり一番何を求めているか、国が何を求めているかっていうことをと考えますと、令和5年度に出た数値だけを載せて策定して

終わり、ということではないと思いますけれども、そこらへんしっかり点検を行っていただきたいと思います。本町の休所施設は、事業施設に接続する耐震化が下水道課が50%台、上水道の耐震化は10%と聞いていますけれども、低い耐震化率は災害時に避難所や病院で断水が発生し、トイレが使用不能になる可能性が高いことを示しています。しっかりと耐震計画を策定して、命の水ですから町民の皆様に安心安全な水の確保となるよう、調査に基づいて取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな3項目として、避難所の環境整備についてお伺いいたします。公明党としてこれまで大規模災害時の避難所環境の改善について、特にTKB、トイレキッチンベッドの迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてきました。1点目ですが、政府は昨年12月に、避難所の運営指針を改定しました。避難者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、石破総理も11月の臨時国会の所信表明演説で、発災後、早急に全ての避難所でスフィア基準を満たすことができるよう、事前防災を進めると表明しました。これまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基、さらにトイレの比率を女性用が男性用の3倍に、入浴施設も50人に一つの基準を示しました。また、避難所内の1人当たりの移住スペースを最低3.5平方メートル、昼2畳分とし、ダンボールベッドなどが置ける広さの確保を目指すものです。トイレキッチンベッドの迅速配備やスフィア基準、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準の導入について、町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。避難所におけるスフィア基準を満たすためには、十分な資源や設備、また職員やボランティアに対する高度な研修や教育が必要となります。さらに、被災場所に依拠して開設される避難所の位置も変わるため、その都度、地域のニーズに応じた柔軟な対応も求められます。こうしたことから、現在参加している甲府市を中心とした県央ネット山梨の構成市町や、県内市町村の先進的な取り組み事例等を情報収集するとともに、トイレ事業については計画的な配備を進めておりますので、引き続き避難所の整備、環境整備につかまして取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、いつ起きてもおかしくない、来るべき災害への備えは最重要です。町民の命と暮らしを守るため、48時間以内に同水準が満たされるような避難所の環境改善を積極的に進めるべきです。今おっしゃった中央ネットをですね、甲府市を中心として新たに加わったネットのところに、私達富士川町も加わったわけですがけれども、この構成市町が防災対策が本町より進んでおります。調査研究をしていくとの今答弁でしたけれども、1日も早く進めるための調査研究を積極的に実施するということで、今の答弁は解釈してよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。県央ネット山梨につきましても、それぞれ分科会が用意されてございます。防災に関しても、この分科会が明年度から動きいたしますので、その中で当然この基準についても出てくるものと思いますので、そうした中で情報収集の方を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

わかりました。しっかりと調査研究をしていただいて、連携をとっていただきたいと思えます。

再質問ですが、その、このスフィア基準のこの理念を考える中で、本町の避難所など指定避難所、緊急指定避難所、指定避難所、福祉避難所とあるわけですけれども、避難所環境の整備に向けて見直しが必要ではないでしょうか。8日の山日新聞の記事に、避難所設備の準備状況の調査で、富士川町が更衣室も授乳室もオムツ替えスペースも間仕切りに対してもわからないとの回答が掲載されておりました。大変に遅れているのではないのでしょうか。しっかりと取り組みを進めていただきたいと思えますけど、その点いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。避難所環境につきましては、町としても大変危惧しておるところでございます。住民が第一義として避難していただく場所というのは、住民の皆さまに最も身近である地区公民館であると考えております。こうしたところの環境整備等につきましても、今後十分に研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

早急によりしくお願いいたします。スフィア基準は、被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準です。30年前の阪神淡路大震災の避難所生活を経験した人が避難所生活で困ったこと、それから昨年の能登半島地震でも、今でも1位はトイレの問題です。水が出ない、流せないための大便の山と悪臭、そして、2011年の東日本大震災において、女性や子どもへの性被害がありました。避難所だから我慢しなければならない、仕方がないといった考えを、意識を変えるのがスフィア基準です。被災者は尊厳ある生活を営む権利があり、支援を受ける権利がある。損害による苦痛を減らすための、実行可能なあらゆる手段をとらないなければならないとあります。どのような災害であれ、被災者としての権利を脅かされて声を上げられない人がいないか、安心安全な避難生活を過ごし、日常生活へと戻れるよう取り組みを進めていただきたいと思えます。ぜひとも、それぞれの避難所の課題を明確に、地元の方々と共有していただきながら、進めていただきますよう、また甲府市や中央市や、あとお隣の市川三郷なども本

当に進み防災に進んでおりますので、ぜひそういう市町との連携と、県内市町村、また全国の先進事例を参考にさせていただきながら、取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは2点目の質問は、内閣府は1月、全国の災害用物資、機材等の備蓄状況に関する調査を実施し、調査結果を公表しました。本町の福祉や女性の視点での備蓄の対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。災害時における備蓄については、高齢者や女性など多様な当事者のニーズに対応することが重要であると認識しているところであります。このため本町では、既に一定量の備えのある子ども用パンツ等に加え、大人用の紙パンツ、女性用の生理用品についても備蓄することとし、その必要経費を令和7年度当初予算に計上したところであります。今後も福祉や女性の視点を踏まえた計画的な備蓄の充実を図るよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、明年度の当初予算に、計上したということで購入するとのことですが、公表された50品目の備蓄品の中で、本町は8品目しか備蓄として記入されていませんでした。生理用品、大人用オムツ、子ども用オムツ、トイレットペーパー、簡易トイレなど富士川町では備蓄していないとのご発表には大変に残念に思いました。備蓄品を選択する段階で、女性の意見が全く加わっていなかったのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。女性の意見というものが全く加わってなかったかということですが、この備蓄品につきましては、当初より防災交通課の担当の中で、協議をしながら当初予算の要求に向けて話をし、備蓄をしていったところでございますので、これまでにつきましては、女性の意見が少なかったということは間違いなことではございませんので、今後につきましても、こうしたところを改善をできるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひともよろしくお願いいたします。私が備蓄を訴えさせていただいた、乳幼児の液体ミルクは、児童センターで備蓄していただいているはずですが、子育て支援課の備蓄は防災課ではわからないのでしょうか。せっかく備蓄しているのに、公表されなかったところもありますので、それぞれの担当課の備蓄に関しても防災課でしっかり把握していただき、町の防

災備蓄に関して、一元的な把握することはできないのでしょうか。すいません、再質問でお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。子育て支援課の方で備えております、女性用、子ども用の備品につきましては、それぞれ富士川町の児童センター、かじかざわ児童センターで配備しているものにつきましては、防災交通課の方でもその一覧をいただくこととしておりまして、共有するように努めてまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひともよろしく願いいたします。今後把握できるよう、よろしく願いいたします。

3点目は、女性の視点を取り入れた避難所運営の取り組みについて、避難所マニュアルとは別に作成する考えについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。女性の視点を取り入れた避難所運営の考えは、避難所における安全性や、快適性の向上にとって、非常に重要であると認識しているところであります。このため、本町の避難所開設運営マニュアルにおいては、避難者の中から女性の代表や地域防災リーダーを含めた中心的な人物を選定し、グループリーダーとして活躍していただくことを明記しております。こうしたことから、現在の避難所開設運営マニュアルとは別にマニュアル作成は考えておりませんが、引き続き地域の中で活躍が期待される女性のリーダーの育成に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい。女性の防災リーダーの育成を進めていただくことは、ぜひともおおいに進めていただきたいところではありますが、災害時の避難所では女性の生活スペースの配慮や、工夫するなど女性や子どもへの性暴力、DVを含めた暴力の防止を行うことや、女性用品を確保することなど、女性の視点を踏まえた配慮が必要であります。

そこで、甲斐市では男女共同参画の事業の一環として、女性の視点を取り入れた避難所運営の留意点を紹介したマニュアル、女性の視点を取り入れた避難所運営の取り組みについてを、避難所マニュアルとは別に作成し、自治会等へ展開を行っているそうです。マニュアルでは、実際に過去に被災した被災者の意見を紹介した上で、具体的な対応例を掲載、作成したマニュアルは、市内の自治会長や市の女性団体連絡会の学習会で配布している他、甲斐市男女共同参画推進委員会において、小学生の親子を対象とした防災教室を開催し、家族で災

害対策を考える中で、マニュアルを生かしてもらえるように伝えているそうです。そして活用しているそうです。甲斐市はマニュアルの作成によって、自治会や女性団体において、女性の視点の避難所運営の関心が高まり、更なる研修の機会に繋がり、女性が地域で活躍できる環境作りに繋がっているそうです。今後も女性の活躍を推進することで、災害時における避難所の生活環境も向上できるように取り組みを進めたいと甲斐市の方でも考えているそうです。本町でも先進事例を参考に、取り組みを進めていただきたい。今、別にマニュアルを考えていないということでしたが、こういう幅広い女性の活躍、地域に活躍できる環境整備にも繋がるということで、先進事例を参考に、ぜひとも取り組みも検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは大きな4項目め、

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時14分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

大きな4項目めは、まちの観光資源と戦略的な情報発信についてお伺いいたします。1項目は、私は昨年12月の一般質問で、今後の富士川町観光振興計画には、富士川まちづくり公社と連携した取り組みを、と質問させていただきました。将来的には、まちづくり公社で観光情報を担っていただくことを期待するわけですが、観光はまちづくりの重要な施策であります。そこで、富士川町の観光資源の戦略的な情報発信の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町は豊かな自然や歴史、文化などの魅力的な観光資源を有しております。これらの観光資源について、富士川町観光振興計画に位置づけている、SNSやホームページ、広報誌を活用した情報発信、観光雑誌や新聞への広告掲載、各種イベントへの出展などの計画的な情報発信を行い、本町の知名度向上と誘客に取り組んでおります。今後も観光客の誘致に繋がる、より効果的な情報発信に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、これまでの情報発信の内容は承知しておりますけれども、特段変わって

るようには思いませんが、本町の知名度向上や観光客の誘客に取り組んでいるとのことですが、近年でいえば、コロナ禍前と比べて現在の観光客数にはどのような効果が表れているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の観光客数はコロナ禍においては大幅に減少いたしました。現在では年間70万人以上と、コロナ禍前と同じ水準まで戻っております。また、道の駅富士川においては、年間来客数が48万人を超え、コロナ禍前と比べて、8万人以上の増加となっております。今後もより多くの観光客を誘致できるよう、効果的な情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

効果的な情報発信に努めるとのことですが、そこがどのような効果的な情報発信に努めるのが、最も大事なポイントです。観光客数はコロナ禍以前と同じ水準まで戻っているとのことですが、これまでの同じ水準では戻ってきたという段階ですから、ある意味当然の流れです。道の駅富士川にお客様が増加していることは、イベントや日曜市の開催など、本当にSNSでも情報発信をしておりますその効果とか、静岡からのお客様が増えたり、全国でも有名になっている道の駅ですので、従業員の方々も大変にご努力をされているからだと思います。道の駅に来て、そこから町内にどれだけの人を呼び込むかです。

再質問ですが、若者や外国人の方々には、インスタグラムやXなど、動画での情報発信など、様々なツールを活用して富士川町のどこに行ってみたい、何をしてみたい、と思って来てもらえるような情報を発信できるかだと思います。本町の観光資源の魅力を戦略的に発信すれば、コロナ禍以前の何倍もの観光客の誘致ができると私は確信しております。富士川町には素晴らしい観光スポットが歴史や文化の魅力がたくさんあります。しかし、町のSNSではホームページを見ると、富士川町の魅力を効果的に発信されているとは言えないと思います。今は情報をSNSで調べて、多くの若者や外国人がインバウンドで、日本に来る時代です。町のインスタグラムを発信しているのは政策秘書課だと思いますが、秘書課と連携をして、ホットな情報を発信していただきたいと思いますが、具体的に効果的な情報発信とはどのように取り組むお考えでしょうか？

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在の情報社会において、SNSでの情報発信は重要であると考えております。このことから、町のSNSアカウントがより多くの目に触れるよう、ホームページなどに掲載する方法を工夫し、イベントなどでの周知活動にも力を入れてまいります。また、SNSのフォロワーを増加させるために、更新頻度を上げるととも

に、ユーザーの関心を引く情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。例えば、これからだと、大法師桜まつりの期間は動画で撮影をして、積極的に更新の頻度を上げて、その情報を多くの皆さんが見ている、町の公式LINEにもお知らせして、ぜひフォローしてくださいとか、いかに大勢の人に見てもらおうか、富士川町に行ってみたいと思わせる、見方が必要だと思います。よろしく願いいたします。

2点目は、町のホームページがリニューアルしましたがけれども、トップページには真ん中に暮らし町政、観光、ふるさと納税の3つのカテゴリーにわかれていて、真ん中に観光の情報が見られるようになっていました。それを開くと、今度は6つのカテゴリーにわかれていました。そこまでは写真も素晴らしいですし、とても見やすくなっていますが、そこから先の具体的な情報が観光資源の魅力を発信したいとの意気込みが感じられません。写真や文章の掲載の仕方がとても残念に思っていますが、町のドローンを活用して動画に力を入れるとか、ホームページの観光の情報発信の強化についてお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。観光情報の発信につきましては、ホームページにおいても強化に努めております。しかしながら、これまでの写真や動画の掲載では、必ずしも本町の魅力を十分に引き出せていないのが現状です。そのため、より魅力的な写真や動画の掲載に努め、ユーザーの関心を引くような、見応えのある充実したホームページの作成に取り組むとともに、SNSとの連携により、タイムリーな情報発信にも力を入れてまいります。今後もホームページを通じて、本町の魅力を効果的にPRし、観光客の誘致に繋げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、具体的にどのように取り組むの取り組むのか、今までと同じ状況であれば、内容のレベルアップには繋がらないと思います。ぜひ、戦略的な情報発信をするための掲載の仕方の研修や、他市町村の観光に力を入れているところを参考にして、アイデアを取り入れるなどを研究していくなど、情報発信のスキルアップが必要と考えますが、具体的にどのように取り組むのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。具体的な方法としましては、ホームページやSNSの更新頻度を上げ、タイムリーな情報発信に努めてまいります。加えて、ホームページやSNS制

作、カメラ撮影などの研修を受講するなどをして技術を学び、より魅力的な情報発信ができるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

再質問ですけれども、町の観光資源の多くは、中山間地域にあります。昨年、中山間地域に農村RMOの協議会が菴米区、平林区、穂積区が合同で、そして私の住んでおります、中部区、五開区が合同で、県下初で設立をされました。農村RMOの取り組みにおいても、多くの素晴らしい観光資源の中、その地元の情報を発信することで、更なる観光客の誘致に繋がると考えます。ぜひとも、農村RMOにおいてホームページを開設し、協議会と連携して情報を発信することで、更なる情報発信の強化に繋がるとは思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農村RMOの事業の一つとして、地域資源の活用を進めております。この取り組みの中で、地域の魅力的な観光資源を情報発信していくことは、中山間地域の活性化を図る上で重要であると考えております。こうしたことから、来年度から農村RMOの取り組みを広く周知する手段として、農村RMOのホームページでの積極的な情報発信を推進することで、地域とともに、町の魅力を広く伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、積極的に推進していただけるということで、よろしくお願いいたします。現在、中部横断自動車道の山梨、静岡間の全線開通を契機に、令和4年に県と峡南5町の連携による、峡南地域ネクスト共創会議が設置され、観光振興に取り組んでいますが、峡南5町における主な観光資源として一覧で明記されているのが、全てこの農村RMOの協議会の地域内にある、自然や歴史や観光イベントであります。この事業は、令和7年度までの戦略ですが、富士川町の観光資源の魅力を感じ、実感してもらえよう、効果的な戦略的な情報発信に力を入れていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告3番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番、9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは本日の最後の一般質問、珍しく午前中でということですがけれども、したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

はじめにですね、スケートパーク整備事業ということについてお伺ひしたいと思えます。今年の1月28日にテレビや新聞報道で、スケートボード場の建設を本町が建設することを決定した、との報道がされました。正直私は突然の報道であり、大変驚きました。そして、町民からも多くの問い合わせがありました。確かこの件については、町長が一昨年令和5年、12月議会において、リバーサイドパーク構想として言及し、また昨年9月議会において、アーバンスポーツ施設の建設を目指すと、具体的に言及していました。とはいえ、議会に対する説明もなく、突然報道されたことには、怒りと驚きがあります。怒りとは決定したということについての議会への説明が何もなかった。また驚きというのは、本当の意味での寝耳に水ということでもあります。アーバンスポーツとしてオリンピック種目にもなり、近年人気のあるスケートボードですが、ストリート、要は道路ですね、道で行う若者が多く、都会では交通事故の原因にもなるため、公園等の一部を日や時間を限定して開放しているところもあるようです。山梨県でも昨年6月から、県庁の広場の一部を日時限定で開放しています。聞くところによると、月2回の解放で、利用者はこれまで100人程度ということのようです。また、本町ではスポーツスケートボードをしている者の姿は、私はあまり見かけたことがありません。そういう意味では、愛好者は少ないのかなと思っています。ただ、スケボーを楽しみたい子どもや、若者のために路上では危険なので、同様の対応は必要になるものと思っております。議員からも一般質問の中でスケートボード場の話が取り上げられたのは、そうしたことから考えられているものだと思います。

さて、今回の施設建設決定報道のあとになってわかったことですが、提言書が町長に手渡されて渡されたのが1月28日で、報道各社にその決定が表明されたのが当日の午後、おそらく2時頃だと思います。非常に素早い公表の仕方だったと、要は提言を受けてから、役場の庁内での検討や議論、こういったものを行わなかったと、あるいは必要ななかったということだろうというふうに私は思えます。提言がイコール、施設内容も含めた決定ということのようです。これは、スケートボード場建設ありきの、ある意味、出来レースということであるのかなと感じます。日頃、町長の言うスピード感ある現場主義の行政運営、それがもしこういうことであるならば、遺憾に思えます。また、今回のスケートボード構想が、オリンピック選手を輩出したいとの町長の気持ちと強く結びついているものとするならば、競技人口が少ない多いではなく、既存のスポーツや、あるいはスポーツ少年団などの強化、支援に力を入れていくのが本筋ではないかと思えます。本町は非常にスポーツが盛んな町であり、プロのサッカー選手や、あるいは空手でも世界選手権に出た選手や、多くの選手が生まれております。町長の思いをそのまま町政運営、政策実現に反映するのが大きな間違いだと思います。10年ほど前、町は新町民体育館の建設計画の中で、人を呼び寄せるためにVリーグが誘致できる。大型体育館の計画を発表したことがあります。数年に一度来るかどうかはわからない、Vリーグの試合のために多額の費用をかけることに町民から反発があり、頓挫しました。そしてその後の財政状況もあり、未だ町民体育館は建設の時期は未定となっております。今回は、ある意味全く町民に馴染みのない、スケートボードのオリンピック成長を育てるためにということで計画したようですが、Vリーグ以上に本町とはかけ離れた話ではないかと思っております。

そこで、一つ目の質問ですが、昨年の8月6日に国土交通省、山梨県、アーバンスポーツの見識を有する各種団体、地元代表者で構成される、アーバンスポーツ施設整備検討委員会が設置されました。また同時に、提言書をできれば12月までに出してほしいという要請もされております。アーバンスポーツといっても多種多様で、例えばブレーキングがあり、スリーオンスリー、バスケットですねスリーオンスリーもあり、また、スポーツクライミングやBMX、いろんなものがあります。私は遊び心をふんだんに取り入れた新たなスポーツ、アーバンスポーツを普及させることは良いことだと思っています。しかし、なぜ今回スケートボードになったのか、その理由も含めて、スケートパーク整備事業決定の経緯を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。昨年度に策定した富士川リバーサイドパーク構想では、オリンピック以降にスケートボード競技が注目され、町内外においても、スケートボード愛好者が増加していることや、競技場所がないという利用者からの声を受け、富士川いきいきスポーツ公園内にスケートパークを位置づけたところであり、さらに、今年1月には、アーバンスポーツ施設整備検討委員会から、初心者から上級者まで楽しめるスケートボード場とするための提言書が提出されたところであり、これを受け、町としては、提言書に基づき、スケートパークとして整備することを決定したところであり、以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ちょっと確認します。提言を受けて町が決定したというお話なんですけれども、先ほど私、事前の前段の中で、提言書が出た当日に、既に決定しましたという報道がされてるんですけども、その食い違いについてちょっとご説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。1月28日には整備検討委員会から、アーバンスポーツ施設の整備方針について提言書が報告されたところであります。町につきましては、令和7年度のスケートボード事業について、今年度予算を計上しておりますので、その過程において決定しています。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。今のね、提言書の時期と町が、多分よく解釈すればいろいろ考える中で、当然情報もいっぱい来るんですから、ある意味同時的に考えていたという、その辺はあんまり深くどうこうと順番の話をした、もうこれ以上しません。

もう一点ちょっとお伺いしたい、質問ですけども、この検討委員会、町長が施政方針演説の中でですね、8月6日にこうこうこういうメンバーでというお話をされたんですけども、一点ちょっとよくわからないのが、アーバンスポーツに見識を有する各種団体というのがあるんです。これはどういう、具体的などという団体なのかちょっとお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。アーバンスポーツの見識者につきましては、県内県外において仕事上で面識のあった方々にお声がけして、検討委員会に参加していただいたところあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。実はこの質問を作ったのはだいぶ前なんですけども、第三次総合計画、あるいはデジタル田園都市計画というのが、最近、事務局の方から説明があつて、議会でもいろいろと今から議論することになると思うんですけども、それを見ていくとですね、正直この施設っていうのは、町長が以前言っていたオリンピック選手を育てたいんだという意味でのものなのか、それとも、あそこのリバーサイド、道の駅なんかもあります、そこに多くの人を呼び込んで、観光客誘致されるための施設なのか。これよくわかんないんですけども、今回この検討委員会の担当事務はそちらでよろしいんでしょうか

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。検討委員会の事務局は、私の都市整備課の方で事務の方を行いました。あの検討委員会からは、コンセプトとして、初心者から上級者まで楽しめるスケートボードとするということで提言を受けておまして、令和7年度のつきましては、初心者から中級者までということで整備目標を立てたところあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問、町長も聞いておられたんであれなんですけども、町長に正直お伺いしたいのは、先ほどから言っている、これは観光の集客をメインとした形で考えた、当然付属のスポーツですからということもあります、がメインだったのか、それとも町長が長年、何回もいろんなところで所信表明でいってる、町から未来のこの優秀なスポーツ選手を出したいということがメインではじめて、ちょっとそこがね、はっきりしないとちょっとそこんところは町長じゃないと答弁できない

と思うんで、よろしくをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

今、スポーツ選手をプロ選手を育てるのか、それとも観光客を誘致したいのかということで、両方ですよ。人が集まってプレーをする、そして初心者から上級者までという提言をいただいております。まさに様々な可能性をあの場所で、そして集客をしっかりとしながらですね、人が集まってくる地域にしていけないといけないということです。特に若者、若者のエネルギーという部分がですね、この町に集まってくることで、様々な相乗効果が生まれます。経済効果しかり、そしてですねそれを見て、新しいものに触れ合ってますね、こういう世界もあるんだというふうに可能性をですね、様々な子どもたちの可能性も開いていくことができる、まさにこういう仕掛けをですねしていくことによって、様々な未来への可能性を、この地域でですね、この地域が拠点となって作っていくということが目的でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。実はここでこういう議論になるとは正直思ってなかったんですよ。要は、集客施設図るということで考えるのであれば、お客さんを呼ぶということを考えれば、この施設整備検討委員会のメンバーもっと違う形になると思う。例えば、うちの町で言えば、ふるさとまちづくり公社があるし、あるいは産業振興課もあるし、商業関係の組織もあります。だから、集客施設として考えるのであれば、市場調査をして、どういうスポーツなら多く来るんだという考えがある。んで、逆に今言ったどっちがメインかっていうと、スポーツメインを置くということであれば、施設の運営の仕方も変わるし、当然位置づけも変わる。非常に大事な部分だと私は思います。ここをやっぱりしっかりしていけないと、曖昧なこういうものがあれば、とにかく人が来て、何となく集まってみたり、そして同時にスポーツも普及していい選手が育ってないんじゃないかって曖昧な形のものになるんで、作る作らない以前に、そこをまずもう1回私は見直してほしいというふうに思います。あんまり時間がないので次に。

今の議論が、結果によってですね、この設置の話も、設置費用について話もちょっと変わるんですけども、まずこの設置の費用および設置内容財源についてお伺いしたいと思います。2つ目です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。スケートパーク整備事業につきましては、令和7年度当初予算において、初心者から中級者までが使用できるスケートパークとしての整備費用を計上し、財源については、ふるさと納税やJRからの利根川公園移設補償金などを予定しております。今後も、スケートパークの整備に向けて、ふるさと納税などの財源を確保してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。今、財源の話がされたんですけども、これ施設、ある意味利用者ってのは本町には少ないのかなと思う。んで他からは多分来る、出てる図面を見ればね、やっぱり来る人いると思うんですよ。遠くからわざわざ。それがしょっちゅう来るかどうかは別としてくると思います。であるならば、本町の、例えば町長にオリンピック選手を育てたいという、本町のスポーツ振興ということがメインであるならまだしも、あそこの施設ってのは、やはり観光あるいは町外の人たちの施設と、あるいは県外の人のための施設だというふうに私は思います。そういう意味からすると、財源も最近うちの町も得意ですけども、クラウドファンディング、こういったものをやっぱり積極的活用していかないと、町から財源をお金を出すなんていうなら、むしろやめた方がいい。多分しっかり宣伝すれば、それなりに私はつまると思います。こういうものはその点についてちょっとお願いしたいんですけど、お答えをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほど説明させていただいた、令和7年度につきましては、ふるさと納税とJRからの保証金ということで説明させていただきましたが、クラウドファンディングにつきましても、可能かどうかまた検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長も言いたいかもしれないですけど、ぜひともですね、町長からもご意見、今のクラウドファンディングについて利用について、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

まさにここは人が集まると、これを町の財源を使わずに広くですね、財源を求めるとこういうご指摘だというふうに思ってます。議員のご指摘の通りですね、できるだけ町の一般財源を使わない形でJRの保証金、そしてふるさと納税、そして今ご提案いただいたクラウドファンディングを視野に入れてですね、この施設の整備を進めていきたいというふうに考えております。夢のあるですね施設になっていくことをですね、議員の応援エールを、しっかりと受け止めながらですね、整備していきたいというふうに考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは三つ目に、質問に入っていきたいんで。この位置づけの議論が多分私は重要になってくるのかなとは思んですけども。仮にですね、これを議会が承認したという場合は、当然完成

後の運営ということが問題になってきます。これについて例えばですね、費用をかけるのかかけないのかも含めて、どのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。スケートパークの運用方法については、直営での運用や民間事業者の経験やノウハウを活用した指定管理者制度などが考えられます。こうしたことから、今後の運用については、より多様なニーズに対応し、質の高いサービスの提供が期待できる方法を検討してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。まず一点、それなりにお金をかけるわけですね。今の施設、今のある駐車場のコンクリートの厚い方の南側ということなんですけども、その上にさらに幕のを舗装したりするというようなんですけども、かなりお金かける。スポーツ、これ自体結構けがが多い、初心者は足を捻挫したり手を捻挫したり、あるいは骨折もあるかもということを考えれば、これはちゃんと管理所を置いてやらないと、町の責任も問われるんだと思うんですよ。そうなったときには、そこまでしなくちゃいけないということを考えれば、当然これ使用料、利用料、これ取るべきだと思うんですその点についてお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。今後の運用方法を検討していく中で、料金については無料にするのか、有料にするのか、あわせて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

すいません、再質問です。予算化してるんですよね、もう既に。だから作るんですよね。作るのにこの段階になって、今から考えますなんていう答弁おかしいんだと思うんですよ、私は。そこをはっきりさせてください。要はお金をかけて、あそこに来ていただいて、スケートボードで楽しんでいただいて、あれ面白いですからね多分。ちっちゃい子は十分楽しめる、大人はちょっとえらいかもしれない。そういったことを考えたときに、この施設の利用というのは、当然有料であるべきだろうと。だってやっぱりね、管理者を置かないわけにいかないですよ。このスポーツコンクリートのただ走ってくださって話じゃなくて、器具を置くわけですよ。競技用の簡単な器具を。これは飛んだり跳ねたりなんて話になれば、これ当然危ないことがいっぱい起こる。これは管理者は絶対行かないわけにいかないんですけども、それが大前提だと、そういったことも考えてないんですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

全国のスケートパークにおきましては、ちょっと様々な運用方法があります。無料で行っているとことか、有料であるとか、また民間事業者、直営だったり。そういうところについて、慎重にそちらの方を参考にする中で検討しているんですが、今回、予算化しましたセクションを置く工事につきましては、受注生産になりますので、グランドオープンするのは、年度末くらいの予定となっておりますので、そこまでには、こちらの方を固めていきたいと考えています。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

この質問ね、やってもあんまりいい答えはもらえないですよ。要はね、ここまで計画しているのに、具体的な話が一向にされない、今から今からみたいな話なんですよ。こんなことで作ってもらっちゃ困るんですよ。それ以上多分出てこないんで、なんで出ないのかというと、ちゃんとこれをね、観光施策としてやるのか、あるいは一般のスポーツ競技、あるいは県庁がやるように広場をただ貸すだけのスポーツ施設ではないんですよ、これ。ですから、ちゃんと考えないと駄目ですよ。もう1回じっくり考え直して、予算もね、今出してますけども、これが予算せない。以上です。これについては終わりたいと思います。

では、次に大きな二つ目移りたいと思います。仮称富士川町ヘリポートについて、河川敷を利用した官民共用のヘリポートができ、ヘリの定期運行や周期運行が実現すれば、観光客の観光の誘客にもなり、非常に大きなメリットがあるものと思っています。ただ私には、利用頻度や利用価値がどのくらいあるのか正直見当がつかない。これを作るということで、計画進んでいます。今年度予算にもわずかです、除草、草刈りのための費用が載ってるんですけども、富士川を眺める遊覧飛行も試験的に実施した。また、町長も議会初日の所信表明で2回のモニターツアーということにも言及しました。しかしながら、最初の試験飛行の後、周辺住民から騒音に対する心配の声が多く寄せられました。これがいわゆる官民共用という日常的な運行を目指すということであれば、当然大きな心配事であると思います。また実際に実用化となれば、騒音対策の問題やヘリポートの整備、管理運営問題も発生し、費用対効果の問題も出てくるものと思います。そこで、最初にこの計画の現在の進捗状況についてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川河川敷地に計画しているヘリポートにつきましては、昨年9月に国から河川占用の許可が下りたところであり、さらに10月には、国に申請した結果、申請した飛行機と操縦士のみが使用可能な場外離着場として許可を受け、昨年12月には試験運航を兼ねた、遊覧飛行が民間事業者により実施されたところであり、以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

再質問です。これまでこうしてきたということはわかったんですけども。この段階で終わるとかそういうことですか。はい、わかりました。

では、二つ目の質問に行きたいと思えますけれども、騒音対策ということでお伺いします。先ほどの質問、一番大きいきっかけは騒音ということなんですよ。当然騒音対策というからには、騒音調査というものも行わなくちゃならないんだと思うんですけども、その騒音調査ってのは、調査ってのはやってるのか、やったとしたらどういう形だったのか、お答え願いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ヘリポート場において、今後予想されるヘリコプターの騒音につきましては、昨年12月の試験運航時に、周辺の住宅地で調査を実施したところがあります。調査の結果、ヘリコプターの離着陸時における騒音は、一般国道52号を通行する大型車の騒音と同程度であったことが確認されました。こうしたことから、今後も引き続き騒音調査を実施し、その結果に基づき必要な対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

再質問ですけども、どういうところでやったのかよくわかんない、私のなんかよく、この上をヘリコプターが時々飛ぶと、やっぱりあれなんだ、何があるんだって言って外に出てって、部屋から出て行くぐらいですから、それなりに音は聞こえてる。これが結構飛んでるんですけどね。騒音ってのは、やっぱり聞く場所、調査する場所、かなり変わるんですよ。私はそこの住人じゃないんで、あそこの離着陸のときの音ってのは経験していないけれども、これはね、もっと定期的に丁寧に行っていかないと、後々実際にこれがうまくね、このヘリポート計画うまくいって、運航業者も来てくれて、やれるということになったときには、やっぱり大きな問題なので、早い対策ってのはやっぱり必要だと思うんですよ。その辺の取り組みについて、現時点で考えていることがあればお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。12月の試験運航は1回限りでしたので、また来年度以降についても、民間事業者による遊覧飛行が開始される場合には引き続き、また場所を変えるなどして、騒音の調査の方を実施していきたいと考えています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

再質問はしません。3つ目の、実用化への課題ということで、騒音の一応ね、音の調査もされた。回数、場所はわずかにしてもされたということですので、実際どこまでね、この計画がう

まくいくかどうかわかりませんが、もちろん一生懸命努力されてるんだと思うんですけども、その場合、今後この実用化に向けて、課題としてどんなことを考えており、どういう取り組みをしようというふうに今時点で計画しているのか、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、ヘリポートの利用は限定的でありますので、今後、地域間の新たな交通手段となるよう、利便性を高めることが必要となります。また、利便性の向上には、安全に離着陸できる舗装整備や燃料補給するための設備と、専門員の確保なども必要となります。こうしたことから、今後はヘリポートの利便性の向上と、安全性の確保に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

お聞きしたいんですけども、再質問ですけども。実用化する場合には、やっぱり民間航空会社、個人でね、お金のある人は自分でくればいいんですけども、そうでない方たちっていうのは、民間のヘリの航空会社、私が知ってるんであれば東邦ヘリとかっていう、そういった事業者とも協力を得ないとならないんだと思うんです。そういった形での協議あるいは協力、そういったことは行っているのか、あるいは行っているんであればどんなふうな形で協力して話を進めているのか、お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。民間会社とのご協力を行っているのかということで、当然今回です、飛行について民間のヘリがきておりますので、民間会社との協力はですね、このヘリポートを計画した段階から行っているところがございます。今回の飛行によりですね、より多くですね、実は民間のヘリ会社からですね、問い合わせ等もいただいているところであります。まだまだお問い合わせ等のレベルですが、こういった形でですね、このヘリポートをですね、しっかりとしたものにしていくかということですね、より多くの民間会社とですね協議しながら、いいものを選択していきたいというふうに思っているところがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の答弁よかったというかっていうか、聞いて安心したというか。良かったっていう、失礼な、あそこまでそれなりには進んでるんだなと。確かに遊覧飛行してるかどっか来てるということはわかってます。問い合わせもあるということであれば、これは具体的な名前を言ったりするとね、いろんな情報の関係もあるんであれなんですけども、いいよってなると、ただ今度はその問題と同時に、いよいよ来るとなれば、あそこの整備の問題や、侵入してい

く車が入り出す問題や、管理の問題、燃料補給の問題いろいろ出るんだろうと思います。その辺を含めてですね、できればある程度まとまった段階で、事前にですね、議会にこれは開示するしないは別として、連絡をいただきたいなというふうに思います。

それでは最後の質問、大きな。

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午後 0時3分

再開 午後 1時 0分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。それでは挙手をしてください。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、最後の大きい3番目の質問を行いたいと思います。入札制度の改革についてということですが、今回の入札制度改革についての質問は、改めて言うまでもなく、前町長が令和3年11月17日に官製談合防止法違反で逮捕され、また同年12月7日に加重収賄で再逮捕された事件を受けて、町として再発防止に取り組んできています。

そこで、入札制度改革の取り組みの状況の確認と、最近私自身が見ていて疑問に思っていることがありますので、その点の指摘を行い、更なる改善、改革が進むことを願い、この質問を行います。令和4年12月に法律の専門家と弁護士3名による、官製談合再発防止に関わる第三者委員会が設置され、2月の10日、3月17日、4月6日、5月19日、計4回の会議を経て、最終答申が7月22日に町長に提出されました。その中には、議会の監視体制についての指摘も含まれていました。事務方からは、仮の令和4年度入札契約事務についての説明があり、またその後、第三者委員会の答申内容についての概要説明も同年、同年というか令和4年ですね、7月15日にありました、以降今日までおよそ2年半以上経ちますが、入札制度改革についての報告も、その後の報告もあんまりありませんので、改めて入札制度事務の現時点における改善状況と、進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

(1)の質問でよろしいですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい、すみません。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。入札契約事務の改善内容につきましては、運用面における明確なルールの厳格化を図るため、事務処理要領の見直しを行ったところであります。具体的

な内容につきましては、一般競争入札事務処理要領の見直しを行い、一般競争入札の対象工事および委託業務等の拡大を図ったところであります。また、随意契約では、関連法令等に基づく適正な執行を図る必要があるため、適用条項の公表をしていたものから、より詳細な随意契約理由書の公表へ切り替え、令和5年4月1日から公表したところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問したいと思うんですけども。平たく言えば、もっと厳密な形で要綱を定めるものが定め、適用していくと、公表するというところだろうと思うんですけども、仮のですね、令和4年度入札契約事項という中には、前町長が入札前に入札についての会議を行ったということがあったものですから、そこには町長の関与を極力少なくするために、入札会場への立会いを行わないということが明記されていますけれども、最近お伺いするところによると、今の望月町長も時々顔出して立会いに、立ち会うとか顔を出しているという話を聞くんですけど、その辺はこの仮の入札契約事務という観点からするといかがかと思うんですけど、それについてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町長の同席を極力同席しない、させないというような部分で進んでおりましたが、町長が変わってから一度も入札に参加してないということで、事務の流れ等の部分がわからないということもありまして、日程的に合う部分、業者に対して敬意を払うという部分の町長の思いから、日程が合う部分については同席をいただいていると。ですけれども、事務に関しましては、事務的に処理するような形をとっておりますので、その部分については、日程の合うのみということで同席をいただいているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問になりますけれども、再質問というか、あの意見になりますけれども、やはり町長の会議を極力なくすということで考えるならば、こういったことはね、やっぱり誤解を招きます。やめるべきだとはっきり、流れ自体は望月町長は以前、仕事柄役場とのこともあったりして、ある程度承知しているだろうし、1回か2回見ればそれはわかる話なんで、やはり周りから町長の関与があったんじゃないかと、場合によっては疑われるような、そういった行為ってのは慎むべきだし、明確にやめるべきだというふうに思います。

次に二つの質問に移りたいと思います。入札における透明性、平等性確保の取り組みということなんですけれども、先ほど一つの質問の答弁にもありましたが、随契や、あるいは入札の基準というものを明確にし、そして公表もするというところなんですけれども、確か指摘事項の中ではですね、議事録を作りなさいと、例えば選考委員会の議事録。どういう理由で、今回こういう選考の

仕方をしたのか、あるいはこういう選考結果という行ったのかということに含めて、ちゃんと記録として保持し、場合によってはちゃんと公開しなさいという指摘もされてるんですけど、そういったことを踏まえた、透明性公平性確保の取り組みという状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。入札における透明性、公平性確保の取り組みにつきましては、運用面における明確なルールの厳格化の中で、一般競争入札、入札参加資格選定要領および建設工事等指名選考要領を策定し、一般競争入札の参加資格の決める際の明確なルールを定めるとともに、指名業者の選定過程を明記した内申書を公表したところであります。また、建設工事等に係る入札および契約の結果等の公表要領では、入札の透明性を確保するため、入札時に作成する入札点検表を契約締結後に、町ホームページ等に公表しているところであります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。ルールを定める内申書公表という話なんですけども、議事録ってのは作成してるんですか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。議事録は作成しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ちょっと私思ったんですけど作成してない、している、してるてるってことなんですね。では、その議事録ってのは公開、私達も見ることができる。その点お願いします。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですね。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。審査委員会の議事録につきましては、公表を現在しておりませんが、議員さん、住民、情報公開条例に則って請求をいただければ、公表できる部分に対象となる、と思われませんが、その内容については、情報公開条例に則った部分の公表となるものと考えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

情報公開条例、公開情報条例に則ってという場合ですね。いくつか私も公開を求めたことがあります。ただそのときに出てきたのは、ほとんど黒塗りなんですね。内容が明確にわかるような形で公開されるということによろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ルールに基づいた公表がされるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい再質問です。入札基準の明確化っていうのは、これ必要なんだろうと思いますよね。ただ、この話のときに気になったのが、旧役場庁舎の解体工事のときと東別館の解体工事の入札においては基準が違うんです。片方は特定がついてた、これ明確化っていう意味ではちょっと違和感を持つわけですけども、これはどういうことでしょうか。理由を説明お願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。旧庁舎の発注方法と東別館他解体工事の発注方法の違いにつきましては、分離発注というか、旧庁舎の場合におきましては、解体とアスベスト除去を別々の工事という形で実施をさせていただきました。東別館他解体工事については、四つのうち一つは大きな東別館の解体になるわけですが、あと付属する三つの施設につきましては、それほど大きなものではないという施設でありましたので、4施設全てを一括発注をさせていただいたところであります。この特定業者というのは、金額の大きい工事における厳密な解体ができるという部分のルールに基づいたものでありまして、下請工事が金額以上の設定をする場合は、特定事業者という形で定められておりますので、それを想定しての特定というような形でつけさせていただいたところがございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

時間ありません、再質問をお願いします。要は金額で決めるということの理解でいいんです

ようか。もし金額で決めるんだったら、どの基準でるわけているのかお願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

特定業者の決めた金額の条件につきましては、下請業者に払う金額が一定以上になる場合ということで、5000万、ただいま5000万の下請業者への発注する場合に、特定を持っていないと発注できないというルールになっておりますので、今回、東別館他の工事につきましては1億5000万以上の工事でありましたので、下請業者に出す場合のことを想定して、特定というような条件をつけさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要は工事の解体工事の場合で、規模の大きさ等々を勘案して、その都度特定をつけるか付けないかを決めるという理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは最後の質問です。官製談合防止に関わる第三者委員会からの指摘事項、たくさんありますけれども、例えば第三者による入札監視委員会の設置や、あるいは公益通報者制度の設置、あるいは町が発注するときに、国の補助金等々をもらうときには、補助金の申請前段階でかなり精度の高い概算費用の3種が必要になるということで、専門職員の配置というようなことが指摘されているはずですが。その点についてどうなっているのかをお聞かせ願います。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。官製談合防止に係る第三者委員会からの指摘事項につきましては、競争入札、執行前のチェック組織である指名選考委員会において、チェック機能が働かなかったなどとして厳しいご意見をいただく中で、9つの指摘事項を受けたところであります。一つ目といたしましては、入札基準の変更に関する事、二つ目といたしましては、電子入札制度に関する事、三つ目といたしまして総合評価方式に関する事、四つ目といたしましては、入札監視等の強化に関する事、五つ目といたしまして、意識改革およびコンプライアンス研修の実施に関する事、六つ目といたしまして、公益通報者の相談窓口および今後制度の創設に関する事、七つ目といたしましては、防止策の戦略計画の策定と公表に関する事、八つ目といたしましては、補助金等の改革と現行制度を踏まえた対策に関する事、九つ目といたしまして、前町長への訴訟の検討に関する事、などでありました。指摘に対する取り組み状況につきましては、競争入札におけるルールの厳格化や、一般競争入札の対象拡大を図ったところであります。また、入札過程の透明性の確保するため、公表要領を改定し、業者選定に関する内申書や、入札点検表の公表を実施したところであります。なお、現在検討中の指摘事項について、指摘事項として、電子入札制度や総合評価する方式があり、今後検討する予定の入札外部監視委員会の設置や、公益通報者保護制度の創設などがあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

時間的に最後の再質問になると思うんですけども。こういった取り組み現在行ったもの、そして今後、今言った第三者委員会等々の設置についての取り組み、あるいは計画プラン、これについてはどのような策を策定されてるかどうか、それは公表するしているのかしていないのかお願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。入札制度改革につきましては、平成4年1月から入札、実施をしてきたところではありますが、暫定的にさせていただいて、令和5年4月から本格始動させていただいたところでもあります。先ほどの質問でもお答えをさせていただいた、現在検討中のもの、それから今後検討するべきものという部分も含めまして、入札制度改革計画の策定については、令和5年の3月に策定をしておるところではありますが、公表には至っていない部分がございます。その計画内容につきましては、令和8年度全ての指摘事項を実施をするというような計画を立てさせていただいておりますので、その部分で計画の部分、それから目標が達成できているかどうかという部分も公表をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

年次計画書、これ提出をお願いしたい。すぐではなくてもちょっと議会で説明をお願いしたい。それともう一つ、第三者委員会や公益通報者制度の窓口は議会の上だと思いますのでご検討お願いします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労様でした。

散会 午後 1時18分

令和 7 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 1 1 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第10号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第11号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第16号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14	議案第17号	令和6年度富士川町一般会計補正予算（第8号）
日程第15	議案第18号	令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第19号	令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第20号	令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第21号	令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第22号	令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第23号	令和7年度富士川町一般会計予算
日程第21	議案第24号	令和7年度富士川町国民健康保険特別会計予算
日程第22	議案第25号	令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第26号	令和7年度富士川町介護保険特別会計予算
日程第24	議案第27号	令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
日程第25	議案第28号	令和7年度富士川町奨学金特別会計予算
日程第26	議案第29号	令和7年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
日程第27	議案第30号	令和7年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
日程第28	議案第31号	令和7年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第29	議案第32号	令和7年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
日程第30	議案第33号	令和7年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
日程第31	議案第34号	令和7年度富士川町水道事業会計予算
日程第32	議案第35号	令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算
日程第33	議案第36号	令和7年度富士川町下水道事業会計予算
日程第34	議案第37号	第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
日程第35	議案第38号	富士川町新町まちづくり計画の変更について
日程第36	議案第39号	峡南広域行政組合格約の変更に関する協議の件
日程第37	議案第40号	峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三千雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司
財 務 課 長	深 澤 千 秋	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	望 月 聡	防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長	原 田 和 佳	福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長	一 之 瀬 三 千	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎	都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦
上 下 水 道 課 長	長 澤 康	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長	依 田 正 紀
書 記	井 上 直 子

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

令和7年第1回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっておりますが、規約変更案件の議案第39号は質疑終了後、討論採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、議案第23号から第36号までの当初予算案14件については、予算特別委員会へ付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第 2 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 3 議案第 6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 4 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 9号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第10号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第11号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 12 号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

以上の 12 議案は、条令改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第 5 号から第 16 号までについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 宇田川朱恵さん。

○ 1 番議員（宇田川朱恵さん）

議案第 10 号ですね、新旧対照表でタブレット 68 ページになりますけれども、議案第 10 号富士川町職員の勤務時間休暇等に関する条例および富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてになりまして、ここのタブレット 68 ページの方に 13 番、学校行事参加休暇というのが入ってしまっていて、ここの期間がですね、中学校修了前の子どもということになっているんですけれども、これ国の方では小学校 3 年生までというのが主だったと思うんですが、なぜこっだけ中学校修了前なのかご説明いただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。国の基準ですと小学校ということでございますけれども、やはり昨今ですね、仕事と介護、育児っていうのが非常に労働者にとっては厳しいという状況の中で、特別に中学校までということにさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○ 1 番議員（宇田川朱恵さん）

そうしますと、ここは富士川町独自の規定ということによろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町独自というよりも、他の自治体でも一部やっているとございますので、参考にさせていただきました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

続きまして、議案第14号になります。富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。失礼いたしました、タブレットの方が98ページになります。こちらのですね、富士川町営住宅管理条例の改正について、18歳未満の子供がいる世帯の収入要件の改正になりましたけれども、こちらの改正が県の改定に基づきとのことですけれども、この改正した金額はどのように決定したのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。これは県独自の基準となりまして、既に県の県営住宅での適応した金額となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

この改定によりまして、入居世帯の増加は富士川町でどのくらい増えるかとか、どのくらいになるかということをも、もし見込んでいけば教えていただきたいです。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。町内での見込みはまだ未定ではありますが、既に県の方で改正しておりまして、これまで60世帯の方が該当があったということを聞いております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

最後にもう一点なんですけれども、今回の県の改定に基づき、この金額を決定したということなんです、富士川町独自でこの金額を決めることはできるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えいたします。富士川町の条例でありますので、富士川町でも改定することは可能だと思いますが、今回県の条例に合わせて同じ金額等させていただいたところでもあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

以上で質疑を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

5 番 小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。まずですね、議案第7号、タブレットのページでいますと32ページ、ここに特別職の非常勤のものの費用弁償に関する条例というところがございます、これは新旧対照表なんですね。ここに新しく、ここにわかるように、薬剤師さんの報酬が出て来ます新しくですね、まず今までは出ていなかった、ここに出てきたいうこの理由がどこにもないですね。まずその理由からお聞きしたいです。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。学校保健法では、医師、歯科医師以外に薬剤師を置くこととなりまして、これまでも各小中学校には薬剤師を置いておりました。しかしながら、報酬額を条例で定めておりませんでしたので、今般定めるものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

薬剤師さんの主な業務はどのようなものがあって、年間どれぐらいの仕事量なのかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。薬剤師の業務の内容というご質問であります。教室等の照明、自然光の彩光の明るさの管理指導とか、あと水道水の検査、プールの水質管理など学校の環境整備の維持管理に関して、学校に指導をしていただいております。また薬の正しい使い方、違法薬物乱用防止の知識の啓発として、学校の教員または授業の中で生徒に指導する、保健の学校保健委員会などの保護者が出る場面において、そういった啓発の指導をしていただいております。年間を通すと何回かというような部分については、申し訳ございません、今把握をしておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5 番議員（小林和良君）

この金額なんですけども、その根拠を教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

根拠という部分でございますが、この法律が改正されたっていう部分については、昭和33年の改正という古いものでございます。そういったことから、富士川町合併前から薬剤師の報酬という部分が発生しておりまして、合併の部分の、合併の協議のときにその金額が定められてまして、それ以後変更はしておりません。根拠は従来から学校で払っていたっていう部分を踏襲しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

今のご回答がちょっと私のとずれがあるので、お聞きしてよろしいですか。4回目になります。

○議長（堀内春美さん）

はい、結構です。

○5番議員（小林和良君）

経緯はわかったけども、この根拠がわからない。値の、そこをお聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

根拠という部分につきましては、従来から今提示した金額でやっておりますが、あの校医の支払いの部分と比べて、学校の薬剤師の業務の内容を勘案した中で、決めていったものと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それではもう1点、今度は議案第17号、17号は行ってませんね、わかりました。これは一旦取り消して、私の質疑はこれで終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第8号ですね、富士川町の特別職の職員で非常勤のもの報酬費用弁償ですね、そして富士川町消防団員の定員、任免、給与の一部改正というところなんですけど、ページで言えば36ページですかね。36、37なんですけど、消防団の幹部級の方の費用弁償ですね、この金額に至った経緯をちょっと教えていただきたいです。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまの質問にお答えします。今回の幹部団員の報酬につきましては、県内市町村の支給状況を確認しました。その中で隣接する市町、活動の類似する町として、今回は市川三郷町の報酬を参考とさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますとあれですかね、定期的に上げるっていう、表現ちょっといいかあれですけども、この辺の考えもやっぱりあるわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 長田博幸君。

○防災交通課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。報酬の引き上げにつきましては、まだまだ県内の中でも富士川町、決して高い部類ではございません。団長の報酬にいたっては、南アルプス市は26万円と、まだ今回富士川町が上げてさらに10万円も、活動類似であっても10万円も上のところがあります。令和3年に議会からも提言書の中で、団員の報酬につきましては、定期的に見直しをしていってほしいというお願いもされてございますので、まだまだもう少し県内のある程度の高い水準を目指せるように、定期的には報酬については引き上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

はい、終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第5号から第16号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和6年度富士川町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和6年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和6年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和6年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第22号 | 令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |

以上の6議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第17号から第22号までについて質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。議案第17号ですね、ページ数で言うとタブレットで131ページ、ここに第2表の繰越明許費が全部で6項目挙げられております。繰越明許費というのは、翌年まで繰り越せるものですが、何か不測の事態が起きたとか、ということこれを翌年に繰り越すという明許費になるんですけども、ここに繰越の理由というものが何も書いてない、ありません。なので、各項目がどのような理由で繰越明許費としてここに挙げているのか、ご説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。第2表繰越明許費、この様式については、地方自治法施行令で規定されてございますので、この定められた様式を用いておりますので、説明欄とは書いて、そういう項目がございませんので、申し訳ございません。

まず、社会福祉の物価高騰対策給付金でございますが、これは国の経済対策におきまして、住民税非課税世帯の給付に関する繰越明許ということでございます。それから中山間地域総合整備事業については、平林の補助整備でございますが、用排水を河川に放水するための河川協議に時間を要したということでございます。それから、経営体育成基盤整備事業については、ゆずの里地区でございますが、換地計画の原案におきまして地権者との調整に日数を要したということでございます。それから、リニア側道整備事業につきましては、JR東海との協議において、協議に不測の日数を要したということと、用地交渉の着手に時間を要したという繰り越しでございます。道整備交付金事業でございますが、町道大柵大久保線でございます。物価高騰に伴いまして、現場で使用します二次製品、これは受注生産ということになりまして、資材の納入に時間を要しているということでございます。それから、富士川いきいきスポーツ公園整備事業でございますが、これも河川管理者との協議および協議の調整に日数を要したということが繰り越し事業でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

大体内容はわかりましたけども、フォーマットが決められていうことはわかりませんが、例えばここに別紙または追加資料という形で追加することは、このような場合可能なんですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまの質疑にお答えします。可能です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

であれば、今後はご検討をお願いしたいと思います。わざわざ質問する必要がなくなりますので、これは質疑とは変わりますが、以上でございます。終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第17号、令和6年度富士川町一般会計補正予算第8号について質問を行います。タブレット135ページ。これ歳入に関わる部分ですが、16款2目県補助金の、2項ですね、4目農林水産事業費県補助金、2066万4000円の減になっています。この減の大きな要因は、同じところの地域計画目標地図作成事業および企業的農業経営推進支援モデル事業、これが挙げられてますが、この事業が遂行されできなかった、あるいは遂行しなかったことによる減額だと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの事業につきましては、事業確定ということになりまして、それぞれの事業につきましては、事業の実施の方が確定したことにより減額となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そうすると、事業がまるっきり行われていなかったんでなくて、部分的に遂行していると、こういう理解なんですか、それともまるっきり手がつけられなかったということですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。実際に事業を遂行した中での事業確定の部分もありますが、産地基盤パワーアップ事業につきましては、申請者がなかったために事業の方は実施していない状況であります。そのための減額でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

第三次総合計画を見てもですね、地域農業の振興ということが非常に大事な要素で書かれておりますが、県からの補助金事業は継続することが可能なんですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。町としましても、農業者の支援につきましては力を入れていきたいところがございますので、今後とも事業の実施に向けての取り組みをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

わかりました。続いてですね146ページ、今度は歳出に関わってる部分の補正ですが、10款教育費2項小学校費、これですね、増穂小学校のみがここに記載されてますが、その他の学校はこの時点における補正はなかったと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

今回減額補正させていただく部分につきましては、増穂小学校の管理費、増穂小学校振興費、増穂南小学校の振興費ということで、小学校の2校になっております。他の部分につきましては予算どおり執行ができたためであります。この2校のここに掲載してある部分につきましては、事業確定により、余りというか減額すべき金額がありましたので、ここに計上させていただいております。以上でございます。

○7番議員（望月眞君）

現時点における補正ということで理解してよろしいですね。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは、タブレットを137ページになりますが、21款雑入、諸歳入3項雑入3目雑入の中ですね、道の駅の納入金1000万がありますが、これはもう年間でもらうというようなお約束になっているのかどうなのか。このタイミングなのか、毎年このタイミングなのかということなんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。道の駅の納入金につきましては、毎年、令和6年度の決算見込みが出た時点での計上となりますので、こちらの方のタイミングということで計上の方させていただいております。こちらの金額につきましては、税引き前の利益の50%ということで、毎年計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりました。ということは、年1回ということによろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えします。こちらは決算の見込みが出た時点での計上となりますので、年に一度このタイミングで計上の方させていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、わかりました。配当金も同じということによろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。配当金につきましても同じ、この時期3月補正という形で計上の方させていただいております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

以上で終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第17号から第22号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第20 議案第23号 令和7年度富士川町一般会計予算

日程第21 議案第24号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計予算

日程第22 議案第25号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第23 議案第26号 令和7年度富士川町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第27号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計予算

日程第25 議案第28号 令和7年度富士川町奨学金特別会計予算

日程第26 議案第29号 令和7年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算

日程第27 議案第30号 令和7年度富士川町鹿島財産区特別会計予算

日程第28 議案第31号 令和7年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第29 議案第32号 令和7年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算

日程第30 議案第33号 令和7年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算

日程第31 議案第34号 令和7年度富士川町水道事業会計予算

日程第32 議案第35号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算

日程第33 議案第36号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算

以上の14議案は、当初予算案件でありますので、一括して議題とします。

なお、本案は、特別予算委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

これから議案第23号から第36号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは予算についてちょっと質問したいと。実は一点だけ非常に気になっている部分があるんで、お伺いしたい。まず、一般会計当初予算の編成の中で、具体的なスケートボードの話になると思うんですけども、事業計画を作って、予算を提案されてます。昨日も実は一般質問の中で、あの遺憾に思ったんですけども、事業を実施するにあたって、その管理運営計画ないような話になってしまったんですね。これ非常に遺憾に思います。同様のことが実は令和5年の12月のドックランのときにもありました。そのときには付帯決議という形で議会で申し入れをして、事業は認めたという経緯があります。その点をどのように踏まえ、考えているのか、あるいは考えてきたのか、その点だけお聞きしたいと思います。これ事業計画の進め方について、議会で提案したことについて、今回も予算を作ったんですけども、提案されてますけども、その辺があんまり踏まえた形で提案されていないなと思います。その点についてどう考えてきたのか、お伺いしたい。

○議長（堀内春美さん）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

改めまして質問をさせていただきたいと思います。8款の土木費のところの富士川リバーサイド事業として、スケートボード整備事業が提案されておりますが、この事業の計画にあたって、計画にあたって、要は管理とかそういった部分も含めた提案がある、検討がされていなかった。このことは、令和5年12月ドックランのときにも、維持管理についてちゃんとしてくださいという付帯決議を出しております。その事業の計画の仕方に問題があると、今回も問題があると思いますんで、その点についてどうされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

委員会に付託してありますので、委員会でしてください。

○9番議員（齊藤欽也君）

すいません、どうも慣れないので申し訳ありません。事業を作るときの作り方、それをどうやってきたのか、この間の議会からの附帯決議等を踏まえてどのように考えてやってきたのかその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

委員会に付託してありますので、委員会でやってください。
暫時休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

当初予算編成にあたってですね、いろんな事業を計画しますが、事業を具体的な事業を実施するにあたってですね、どのように考えてきたのか、特に議会では12月、令和5年の議会において附帯決議等も出しております。その点も踏まえてどのように考えてきたのか、考えて編成してあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、予算についてですので、この件については委員会で協議してください。
財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。当然当初予算編成において、事務事業の精査を踏まえた中での予算編成を作っていくわけですがけれども、当然住民の生活に直結するもの、これは当たり前のことでございますけれども、そういったものとそれから今後、政策的にやっていかなければならないもの、そういうものを勘案する中で、あと当然財源ですよ、財源確保を踏まえた中での、予算編成を考慮する中での編成でございます、計画がないというようなご意見にはなかなか当たらないような部分もありますけれども、そんなそういうことの念頭の中での予算編成を構築してるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第23号から第36号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第34 議案第37号 第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

日程第35 議案第38号 富士川町新町まちづくり計画の変更について

以上の2議案は、計画策定変更案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第37号および第38号について質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは議案37号、第三次富士川町総務計画基本計画、基本構想および基本計画の策定について、という一点だけお聞きしたい。ちょっと待ってください、基本計画のところの一番最初の部分になるんですけど、計画の策定にあたってという部分、第1章ですけれども、3のところですね、バックキャストによる計画作りと、これ新しい考え方かなと思うんですけども。要はちょっとよくわからないのでお聞きしたいということなんですけども、ここではバックとフォアという表現ですけども、フォアの場合には現状を踏まえて、間近なところの計画と、バックっていうのは例えば10年ぐらい先を見据えてそこから計画を練るというような、多分話なんだろうと思うんですけども、具体的にこのバックキャストという考え方を取り入れた施策っていうのは何なのか、お願いしたいと思います。あるいは、どのどういうところにこれを使っているのか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回このバックキャストを取り入れた背景となります。本来計画は現時点の状況を分析しながら、今後富士川町が5年後10年後、このような形を目指す中で現状点から積み上げてく、っていう考え方が一つと、もう一つ町の10年後このような構想、基本構想の中で、富士川町のビジョンっていう形で、今回国のデジタル国家戦略の部分とあともう一つはDX、また人口減少対策その10年後を見据えましてあるべき、目指したいその形から10年遡って、今現時点で何を準備していかなきゃならないか、なにまず取り組んでいかなきゃならないかという、その考え方から、今回はこのバックキャストという、10年後の目指す目標、先ほど言いました人口減少対策、国のデジタル国家構想、それに基づきまして今やるべきことを目指して、今回この計画に盛り込んできました。この考え方によるものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

そうすると、この考え方っていうのは、特定の部分に適用させたんじゃなくて、全ての目標なりなんなり、具体的な基本計画に全てそれは取り入れて考えたという理解でよろしいのかな、お願いします

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えします。今回第三次総合計画の中で盛り込みました、あの計画内容全てがこのバックキャストिंगっていう形にはちょっと全部当たりはしないんですが、いくつかの中期長期計画につきましては、この考え方を適応する中で、盛り込まさせていただきました。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

もういっぺん、今いくつかの事業というお話がありました。これは具体的にどんな事業なのか、お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。まず人口減少対策、この部分が一番大きいところになります。今後関係人口、交流人口を増やす中で、富士川町内に住んでいただきたい、そういったことをするためには、おそらく数年の計画ではなかなか実現できませんので、その部分は中長期的になると思います。もう一つ、若者たちがある程度この住める、住みやすいまちづくりということで、いわゆる働き口、子育て支援も含むんですが、その部分につきまして増穂インターチェンジ周辺、その部分についての新たな取り組み、基盤整備等また住宅地の中もそうですし、中山間地域も同じような形になるんですが、そういった基盤整備のところ、これにつきましても、具体的には企業誘致等も今後取り組まなければならないかなということも考えまして、その部分がいわゆる具体的というか、目指す大きな柱の一つと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第37号から第38号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第36 議案第39号 峡南広域行政組合格約の変更に関する協議の件
を議題とします。

これから、議案第39号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第39号について質疑を終わります。

これから、議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第39号の討論を終わります。

これから、日程第36議案第39号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第37 議案第40号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
を議題とします。

これから、議案第40号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第40号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午前10時58分

令和 7 年

富士川町議会 3 月定例会

3 月 2 1 日

令和7年第1回富士川町議会定例会（4日目）

令和7年3月21日
午前10時0分開議
於 議 場

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第 7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第10号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第11号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第12号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第16号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

- | | | |
|---------|---------------------------|--|
| 日程第 1 4 | 議案第 1 7 号 | 令和 6 年度富士川町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 8 号 | 令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 9 号 | 令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 0 号 | 令和 6 年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 1 号 | 令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 2 2 号 | 令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度富士川町一般会計予算 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度富士川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 5 号 | 令和 7 年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度富士川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 7 号 | 令和 7 年度富士川町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度富士川町奨学金特別会計予算 |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 2 7 | 議案第 3 0 号 | 令和 7 年度富士川町鹿島財産区特別会計予算 |
| 日程第 2 8 | 議案第 3 1 号 | 令和 7 年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算 |
| 日程第 2 9 | 議案第 3 2 号 | 令和 7 年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算 |
| 日程第 3 0 | 議案第 3 3 号 | 令和 7 年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算 |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 4 号 | 令和 7 年度富士川町水道事業会計予算 |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 5 号 | 令和 7 年度富士川町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 6 号 | 令和 7 年度富士川町下水道事業会計予算 |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 7 号 | 第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 8 号 | 富士川町新町まちづくり計画の変更について |
| 日程第 3 6 | 議案第 4 0 号 | 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について |
| 日程第 3 7 | 議案第 4 1 号 | 入札談合等に関する損害賠償請求訴訟の和解について |
| 日程第 3 8 | 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について | |
| 日程第 3 9 | 議案第 4 2 号 | 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて |
| 日程第 4 0 | 同意第 1 号 | 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |
| 日程第 4 1 | 同意第 2 号 | 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |

- 日程第 4 2 同意第 3 号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の
同意を求めることについて
- 日程第 4 3 同意第 4 号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の
同意を求めることについて
- 日程第 4 4 同意第 5 号 富士川町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求め
ることについて
- 日程第 4 5 同意第 6 号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求め
ることについて
- 日程第 4 6 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 7 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 4 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	古 屋 三 千 雄	会 計 管 理 者	河 原 恵 一
教 育 次 長	秋 山 忠	政 策 秘 書 課 長	中 込 浩 司
財 務 課 長	深 澤 千 秋	管 財 課 長	渡 辺 成 昭
税 務 課 長	望 月 聡	防 災 交 通 課 長	長 田 博 幸
町 民 生 活 課 長	原 田 和 佳	福 祉 保 健 課 長	遠 藤 悦 美
子 育 て 支 援 課 長	一 之 瀬 三 千	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	山 形 謙 一 郎	都 市 整 備 課 長	井 上 勝 彦
上 下 水 道 課 長	長 澤 康	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	井 上 誠		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 依 田 正 紀
書 記 井 上 直 子

開会 午前 10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。
起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第1回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議及び委員会において慎重にご審議をいただきました、第1回定例会も本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしく願います。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、報道機関から議場内での撮影の申し出がありましたのでこれを許可します。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として、入札談合等に関する損害賠償請求訴訟の和解について、及び富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について他、人事案件7件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議を、よろしく願います。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第3 議案第6号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第4 議案第7号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第8号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び富士川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第9号 富士川町職員給与条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条

例について

- 日程第 7 議案第 10 号 富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び富士川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 富士川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 12 号 富士川町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び富士川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 13 号 富士川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び富士川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 14 号 富士川町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 15 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 富士川町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

以上の 12 議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第 5 号から第 16 号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第 5 号から第 16 号までの討論を終わります。

これから、日程第 2 議案第 5 号から日程第 13 議案第 16 号まで一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号から第 16 号までは原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

- 日程第 14 議案第 17 号 令和 6 年度富士川町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 6 年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 6 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 6 年度富士川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 6 年度富士川町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 議案第 22 号 令和 6 年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

以上の6議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします

これから議案第17号から第22号まで一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと、認めます。

以上をもって議案第17号から第22号までの討論を終わります。

これから日程第14議案第17号から日程第19議案第22号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から第22号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第20 議案第23号 令和7年度富士川町一般会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和7年度富士川町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 令和7年度富士川町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和7年度富士川町奨学金特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和7年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和7年度富士川町鹿島財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和7年度富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和7年度峡南地区通級指導教室共同設置特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和7年度峡南地区充指導主事共同設置特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 令和7年度富士川町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第35号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第36号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算

以上の14議案は、令和7年度の当初予算案件ありますので一括して議題とします。

なお、本案件につきましては去る、3月7日の本会議において、予算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

秋山委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第23号から第36号については質疑と討論を省略します。

秋山委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第20議案第23号から日程第33議案第36号まで一括して採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から第36号については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第34 議案第37号 第三次富士川町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

日程第35 議案第38号 富士川町新町まちづくり計画の変更について

以上の2議案は、計画策定変更案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第37号および第38号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第37号および第38号について討論を終わります。

これから、日程第34議案第37号および日程第35議案第38号について一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号および第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第36 議案第40号 峡南地域教育支援センター共同設置規約の変更について
を議題とします。

これから、議案第40号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第40号について討論を終わります。
これから、日程第36議案第40号について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第37 議案第41号 入札談合等に関する損害賠償請求訴訟の和解について
を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第41号について補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

議案第41号の補足説明をさせていただきます。タブレット2ページをご覧ください。本件につきましては、令和6年9月20日の定例会におきまして議決をいただきました、入札談合等に関する損害賠償請求訴訟であり、本件和解をするため地方自治法第96条第1項12号に基づき、議会の議決を求めるものであります。和解の内容につきましては、一つ目といたしまして、被告ら、志村小林両名は原告富士川町に対して、本件解決金として連帯し、金208万円を支払う義務があることを認めること、二つ目といたしまして、被告ら両名は富士川町に対して、前項の金品を、本和解の席上で支払い原告はこれを受領したこと、このしたというのは、その場でいただくため先に送らないという意味で弁護士の方でした過去形にさせていただいたところであります。それから三つ目といたしまして、原告富士川町はその他の請求を放棄すること、四つ目といたしまして、富士川町と被告ら、両名の間には、本件給食センター、道の駅富士川加工室、それから農業体験宿泊施設の5案件に関して、本和解条項に定めるものの他は、何らの債権債務がないことを相互に認めること、五つ目といたしまして、訴訟費用は各自の負担とすることとなっております。以上、議案第41号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第41号について質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。以上をもって議案第41号について質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。以上をもって議案第41号について討論を終わります。

これから、日程第37議案第41号について採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第38 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
を議題とします。

富士川町選挙管理委員会委員長笠井修君から、富士川町選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行うべき事由が発生し、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、同法第182条第1項および第2項の規定により、これより富士川町選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推薦者名簿配付のため暫時休憩します。

(事務局が名簿配布)

休憩を解いて再開します。

選挙管理委員会委員に岡崎紀子さん、および岩間湛教君、選挙管理委員会補充委員に第3順位田辺明弘君、第4順位依田一利君、以上のとおり指名します。

お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員および補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が選挙管理委員会委員および補充員に当選されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第39 議案第42号 富士川町人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求める
ことについて

を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については、質疑と討論を省略
したいと思います。これにご異議ありませんか

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については質疑と討論を省略します。

これから日程第39議案第42号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第40 同意第1号 富士川町公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について

を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については、質疑と討論を省略
したいと思います。これにご異議ありませんか

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については質疑と討論を省略します。

これから日程第40 同意第1号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第41 同意第2号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第42 同意第3号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第43 同意第4号 富士川町固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

以上の3議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については、質疑と討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

従って、同意第2号から第4号については質疑と討論を省略します。

これから日程第41 同意第2号から日程第43 同意第44号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号から第4号については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第44 同意第5号 富士川町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については、質疑と討論を省略

したいと思います。これにご異議ありませんか

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については質疑と討論を省略します。

これから日程第44 同意第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第45 同意第 6号 富士川町教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

を議題とします。

町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

以上で町長からの提案理由の説明が終わりました。この議案については、質疑と討論を省略
したいと思います。これにご異議ありませんか

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号については質疑と討論を省略します。

これから日程第45 同意第6号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第46 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第47 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第48 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のと
おり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あり

ませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

当初予算、条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、答弁等にご協力をいただきありがとうございました。

富士川町の更なる発展のため、住民の皆様が安心して笑顔で暮らせるまちづくりのため、その重責を果たし、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年第1回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。「相互に礼」、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分